

令和6年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和6年6月17日（月曜日） 午前 9時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員会報告

第 3 会期の決定

第 4 諸般の報告

第 5 行政報告

第 6 報告第 1号 令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 7 報告第 2号 令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 8 報告第 3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について

第 9 同意第 1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年3月25日専決）

第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）

第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）

第13 一般質問

第14 議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第17 議案第39号 中頓別町道路線の変更について

第18 議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第19 議案第41号 工事請負契約の締結について

第20 議案第42号 物品売買財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席議員（8名）

1番 蓮 尾 純 一 君

2番 吉 田 智 一 君

3番 高 橋 憲 一 君

4番 長谷川 克 弘 君

5 番 宮 崎 泰 宗 君
7 番 西 浦 岩 雄 君

6 番 細 谷 久 雄 君
8 番 星 川 三喜男 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 生 吉 君
副 町 長	遠 藤 義 一 君
教 育 長	相 座 豊 君
総 務 課 長	永 田 剛 君
総務課防災・行政 デジタル化担当課長	市 本 功 一 君
総務課住民担当課長	石 川 章 人 君
総 務 課 参 事	小 林 嘉 仁 君
政 策 経 営 課 長	笹 原 等 君
政 策 経 営 課 まちづくり担当課長	野 田 繁 実 君
産 業 課 長	平 中 敏 志 君
産業課商工労働・ 観光まちづくり 担 当 課 長	矢 部 智 彦 君
産業課林務・基盤 整 備 担 当 課 長	西 川 明 文 君
産 業 課 参 事 兼 農業委員会事務局長	北 村 哲 也 君
産 業 課 主 幹	原 岡 将 史 君
建 設 課 長	北 村 正 樹 君
建設課上下水道 担 当 課 長	後 藤 晃 昭 君
保 健 福 祉 課 長	土 屋 順 一 君
保 健 福 祉 課 保 健 担 当 課 長	相 馬 正 志 君
保健福祉課主幹	五十嵐 弘 将 君
教 育 次 長	小 林 美 幸 君
国保病院事務長	西 村 智 広 君
長寿園施設長	砂 金 昌 明 君
会 計 管 理 者	長 尾 享 君

認定こども園園長兼
新しい学校づくり
推進室長

大 島 朗 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長

今 野 真 二 君

議 会 事 務 局 書 記

佐 藤 諒 佑 君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆さん、おはようございます。令和6年第2回中頓別町議会定例会に議員全員のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） ただいまから令和6年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第125条の規定により、1番、蓮尾さん、2番、吉田さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） おはようございます。それでは、私のほうから議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

議会運営委員会報告。

令和6年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、6月4日及び6月7日に議会運営委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

まず、1点目として、会期について、本定例会の会期は本日6月17日から6月20日までの4日間とする。明日6月18日は公務のため休会とする。なお、会議に付された事件が全て終了した場合は、会議規則第7条の規定により会期を残し、閉会する。

2点目として、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員であり、一部重複する可能性があるので、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

3点目、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

4点目、本日の議事日程は、議事日程第1号のとおりである。

5点目、閉会中の陳情、請願等の取扱いについて、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案は、蓮尾議員から発議される。

6点目、テレビ中継について、本日の会議開始から一般質問終了時まで、役場町民ホー

ルと町民センターに設置されたテレビに議場から中継を行う。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） これで議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告のとおり、本日6月17日から6月20日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月17日から6月20日までの4日間とすることに決定しました。

お諮りします。明日6月18日は公務のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、6月18日は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告、監査委員の例月出納検査報告及び6月11日、札幌市で開催された北海道町村議会議長会第75回定期総会につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、御覧の上、ご了承願います。

南宗谷消防組合議会報告は、組合議員からいただきます。

吉田さん。

○2番（吉田智一君） おはようございます。南宗谷消防組合の議会報告、第1回定例会及び第1回臨時会、第2回臨時会がありますので、それぞれ読み上げて報告したいと思います。

令和6年6月17日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

南宗谷消防組合議員、西浦岩雄、吉田智一。

南宗谷消防組合議会報告。

このたび、南宗谷消防組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和6年第1回南宗谷消防組合議会定例会。

2、日時、令和6年3月22日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、西浦議員、吉田議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第1号 監査委員報告について、月例監査の結果、一般会計の令和5年11月分から令和6年1月分について適正と認める旨の報告があった。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南宗谷消防組合会計補正予算）は、総額に歳入歳出それぞれ19万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,191万7,000円とし、中頓別支署FFストーブ取替えに係る備品購入分との説明があり、原案どおり承認されました。議案第1号 南宗谷消防組合手数料条例の一部を改正する条例について、主な改正内容では地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料の改正とし、原案どおり可決され、議案第2号 令和5年度南宗谷消防組合会計補正予算については、総額から歳入歳出それぞれ1,675万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,516万5,000円とし、原案どおり可決された。議案第3号 令和6年度南宗谷消防組合会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,244万9,000円とし、原案どおり可決された。

以上です。

続きまして、記、1、会議名、令和6年第1回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、令和6年5月7日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、西浦議員、吉田議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第2号 監査委員報告について、月例監査の結果、一般会計令和6年2月分から令和6年3月分について適正と認める旨の報告があった。報告第3号 令和5年度南宗谷消防組合会計繰越明許費繰越計算書については、小型動力ポンプ付積載車購入事業として、翌年度繰越額2,349万5,000円として報告があった。議案第4号 公有財産の取得（枝幸消防署：救助工作車購入）について全会一致で可決された。

続きまして、記、1、会議名、令和6年第2回南宗谷消防組合議会臨時会。

2、日時、令和6年6月14日（会期1日）午前10時00分開議。

3、場所、南宗谷消防組合枝幸消防庁舎コミュニティ消防センター（枝幸町）。

4、出席議員、西浦議員、吉田議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、報告第4号 監査委員報告について、月例監査の結果、一般会計令和6年4月分について適正と認める旨の報告があった。議案第5号 南宗谷消防組合の特別職等の報酬及び議会議員の議員報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、全会一致で可決された。議案第6号 南宗谷消防組合消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、全会一致で可決された。議案第7号 公有財産の取得（浜頓別支署：災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型購入）について、議案の説明後、枝幸町、岩谷議員から既存の車両と新たに更新する車両との違いについて質問があり、新機能として圧縮空気泡消火装置が搭載されることで消火時間の短縮や少ない水で消火するため、消火活動中の隊員の負担を軽減させる等の説明があり、全会一致で可決された。

以上、報告といたします。

○議長（星川三喜男君） 続きまして、南宗谷衛生施設組合議会報告は、組合議員からいたさせます。

蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） おはようございます。南宗谷衛生施設組合議会報告について、お手元の資料に基づいてご説明させていただきます。

南宗谷衛生施設組合議会報告。

このたび、南宗谷衛生施設組合議会が招集されたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記、1、会議名、令和6年第1回南宗谷衛生施設組合議会定例会。

2、日時、令和6年3月22日（会期1日）午後3時00分開議。

3、場所、南宗谷汚泥再生処理施設会議室（浜頓別町）。

4、出席議員、細谷議員、蓮尾議員。

5、会議結果、議事日程のとおり進行し、清水議長より開会の宣言がされました。報告第1号として、監査委員より令和5年8月より令和6年1月分までの一般会計監査を行った結果、適正と認める旨の報告があった。議案第1号として、令和5年度南宗谷衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）（案）について南組合長並びに事務局からの説明のあと、議員より質疑があったのち、原案通り可決された。歳入歳出予算の補正額は、補正前6億1,300万円に対し3,782万5,000円減額し、歳入歳出予算共に5億7,517万5,000円となった。補正に係る主な内訳として、職員の欠員による減額並びに委託業務に係る減額であった。そのうち、大野議員（浜頓別町）より次のとおり質問があった。一点目として、現状職員の充足率は十分なのか質問があり、事務局より充足していると考えているが、一部足りない旨答弁があった。二点目として、焼却に関し土曜日の受け入れは行わないのか質問があり、事務局より隔週及び午前の受け入れを検討している旨答弁があった。議案第2号として、南宗谷衛生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬・費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について南組合長並びに事務局から説明があったのち、原案どおり可決された。議案第3号として、令和6年度南宗谷衛生施設組合一般会計予算（案）について南組合長並びに事務局から説明のあと、議員より質疑があったのち、原案どおり可決された。歳入歳出予算は、補正前、昨年度予算に対し1,200万円増額し、歳入歳出共に6億2,500万円となった。予算増額に係る主な内訳として、衛生費に係る増額であった。大野議員（浜頓別町）より次のとおり質問があった。

設備の更新について先送りが見られること及び更新計画以降の展望について質問があり、組合長並びに事務局より修繕が前提であるが、現有設備の更新も将来検討する旨の答弁があった。

以上となります。

○議長（星川三喜男君） 続きまして、所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

長谷川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（長谷川克弘君） おはようございます。お手元に配付されていますいきいきふるさと常任委員会所管事務調査報告書を御覧ください。朗読をもって報告いたします。

令和6年6月17日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、長谷川克弘。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、老人ホーム長寿園の運営について、（2）、中頓別学園整備事業について。

2、調査の方法、資料による説明聴取。

3、調査の期間、令和6年5月16日。

4、場所、議場及び老人ホーム長寿園。

5、調査の結果、本委員会は3月7日、令和6年第1回定例会で議決された継続調査として中頓別学園整備事業及び所管事務調査のうち緊急を要する事項の調査を行った結果、次のとおり意見の集約をみた。

6、調査意見、（1）、職員の充足率を行政が管理しながら、移管によるメリットを今後最大限に活かしていただきたい。また、外国人による介護人材が増えていくことが予想されるので、生活面のサポートについても検討すべきである。

（2）、予算規模が大きいものに対して執行する側の職員数が充足していないのか、仕事に追い付いていない印象を受ける。今後しっかりとした指針、事業概要などの事務作業に当たっては事務方の体制を万全にしていきたい。また、社会教育についての利用目的が漠然としているところがあるので、具体的に利用する内容を示し、委託業者ではなく町民主体で取り進めることを望む。さらに、全体工事費にかかる債務負担行為を提案する段階で審議に必要な歳入歳出予算と将来の財政負担が理解できる資料の提供を強く求める。

以上です。

○議長（星川三喜男君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。第2回定例会に当たりまして全議員のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

私から1点行政報告をさせていただきたいと思います。中頓別町ワインセミナーの開催についてであります。令和6年6月9日に町民センターにて中頓別町ワインセミナーを開催し、町民の方を中心に約70名の参加をいただきました。当日はシニアソムリエでもあるNPO法人ワインクラスター北海道代表理事、阿部眞久様による「ブドウ栽培の意義とワインを活用した地域の活性化について」と題した講演をいただき、世界的にも温暖化により寒冷地でのブドウ栽培が注目されている。品種の選定と地域特性を生かしたワイン造りを進めること、そして地域の食と結びつけることで文化として育てることが重要と、本町のブドウ栽培事業へのエールをいただきました。その後分科会を経た後、昨年本町で収穫したブドウにて初醸造した赤ワインの試飲会を行い、阿部講師より色合いも濃く、酸もまろやかで今後に期待が持てるポテンシャルを持っているとの評価をいただきました。

また、テースティングによるワインの楽しみ方や他産地のワインとの味わいの比較などを行い、参加者とワインの奥深さと産地や醸造手法による味わいの違いを感じることができるイベントとなりました。参加者アンケートでも中頓別のワインの味わいは好評で、これからの事業推進に期待する意見が多数であり、セミナー自体も非常に有意義なイベントであったとの評価をいただいています。このワインセミナーを契機に、さらに醸造用ブドウ栽培事業を推進していく力が湧いてきているところですので、今後も地域の方々と一緒に事業を推進していきたいと考えています。セミナーの開催に際しましては、参加者はもとより、ご協力いただいた関係者に感謝を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（星川三喜男君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（星川三喜男君） 日程第6、報告第1号 令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をお願いします。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第1号 令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それ

では、報告第1号 令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案の1ページをお開き願います。報告第1号 令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

2ページをお開き願います。令和5年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書。今回報告の事業につきましては、令和5年度に議決された予算事業7件を金額、財源内訳のとおりに令和6年度に繰り越して執行するものであります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍事務事業、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住民事務事業、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、認定こども園事業、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、中頓別弥生線交付金事業、8款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅維持管理事業、10款教育費、1項教育総務費、事業名、中頓別学園整備事業、12款諸支出金、1項特別会計繰出金、事業名、特別会計繰出金事業、金額の総額は3億9,533万9,000円、いずれも令和6年第1回定例会において議決をいただいているところであります。

翌年度繰越額の総額は3億9,486万8,000円、財源内訳は既収入特定財源4万2,000円、国、道支出金1億2,694万9,000円、町債2億6,780万円、一般財源7万7,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みいたします。

◎報告第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第7、報告第2号 令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書の報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第2号 令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ます。報告第2号 令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご報告申し上げます。

議案の3ページをお開きください。報告第2号 令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書を次のように報告する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

4ページをお開きください。令和5年度中頓別町水道事業会計予算繰越計算書。今回報告の事業につきましては、令和5年度に議決された予算事業1件を金額、財源内訳のとおり令和6年度に繰り越して執行するものであります。1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、簡易水道等施設整備費国庫補助事業、翌年度繰越額9,927万3,000円については、令和6年第1回定例会において議決をいただいているところでございます。

繰越額の総額は9,927万3,000円、財源内訳は国、道支出金2,108万3,000円、町債3,910万円、その他特定財源3,900万円、一般財源9万円となっており、繰越しの理由といたしましては機器納入遅延のための工期延長となっております。

以上、簡単ではございますが、繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、遠藤副町長から報告をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤義一君） それでは、私のほうからご報告させていただきます。

報告第3号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

同公社の第29回定時株主総会は5月24日、役場会議室において出席株主6名、委任

状3名、総株主議決権60、出席株主の議決権58により本株主総会が成立したことが報告され、第1号議案から第3号議案まで全て承認されましたので、経営状況の概要を報告したいと思います。内容につきましては、配付させていただきました令和6年度第29回定時株主総会議案を御覧いただきたいと思います。

それでは、第1号議案からご説明をさせていただきます。8ページをお開きください。第1号議案、令和5年度事業決算報告書承認の件については、令和5年度事業決算報告書の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、株主資本等変動計算書、監査報告書の全てが承認されました。これらの内容につきましては9ページから23ページまでに詳細が記載されております。

10ページを御覧ください。令和5年度事業報告における総括的概要ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に位置づけられましたが、各施設とも来場者の検温やマスク着用、手指消毒のお願い、施設内消毒の実施など予防対策を行いながら、施設内からの感染者を出すことなく事業を終了できたこと、スキー場においては降雪量の関係からオープンが1週間遅れましたが、リフト輸送人員は昨年度並みとなり、リフト利用料では回数券の増により前年比約9万円の増となったこと、パークゴルフ場利用料は前年比5万円の増額となったこと、一般廃棄物処理施設では職員確保に苦慮し、大きな課題となっていること、鍾乳洞自然ふれあい公園では芝桜の鹿被害や雑草の繁茂、遊歩道の老朽化が進み、今年度町が遊歩道等の改修を計画しており、来場者の安全に配慮して施設管理に努めていくこと、有害鳥獣処理施設業務は9年目となり、菌床の維持管理や処理作業も順調に推移し、昨年度に比べ112頭増の792頭の処理を行うことができたこととの内容で、令和6年度においても各施設の安全管理と経費の節減を図りながら健全な公社運営に努めていきたいという総括概要であります。

13ページをお開きください。まず、13ページ、総合損益明細書で決算の概要をご報告いたします。まず、寿レクリエーション施設業務では、寿公園の指定管理料と、事業収入としてリフト利用料約353万円、パークゴルフ場利用料として33万8,000円を合わせて387万4,110円、雑収入としてスキーレンタル料19万1,400円を加えた収入合計が3,581万1,510円となっております。支出につきましては、代表取締役の役員報酬のほか、職員4名の給与、手当、1名の賃金のほか、修繕費でパークゴルフ場スタート台マット9ホール分の入替え工事として50万5,000円、公園遊具の修理代約16万円、芝刈り機等作業機械の修繕料で94万円、スキーリフト整備費として約90万円、軽トラックの車検、修理代として約31万円、委託料は圧雪車の点検委託、リフト点検委託料、電気保安全管理委託料のほか、浄化槽の管理委託料など約189万円を、スキー場担当職員として昨年度までは一般廃棄物処理施設から職員を配置できましたが、今年度は職員退職によりそうした配置ができなかったことから、中頓別町特定地域づくり事業協同組合に加入したことにより、職員派遣費の項目を追加しているところであります。支出総額は3,448万7,911円となりました。営業利益は132万3,599円と

なったところであります。

一般廃棄物処理施設業務では、町からのごみ収集委託料と、雑収入として廃家電運搬券販売手数料7万6,780円と、収入合計が3,227万4,880円となったところがあります。支出は、職員4名の給与、手当、1名の賃金のほか、ごみ処理施設の光熱水費、燃料費、修繕費等で3,230万3,789円となりました。特に今年度は修繕費で車両車検整備修繕費として約130万円を、水処理施設等の修繕費として約126万円を支出したところであります。営業利益は319万757円となったところであります。

鍾乳洞自然ふれあい公園業務では、町からの指定管理料のみで、支出につきましてはその多くは臨時職員2名の人件費で、ほか光熱水費や燃料、修繕費等で支出合計が416万1,511円となり、営業利益は54万2,489円となったところであります。

国保病院管理清掃業務は、町からの委託収入のみで、支出は人件費が主なもので、臨時職員2名の賃金等で426万4,000円となり、営業利益はございません。

有害鳥獣処理施設業務も町からの委託料収入のみで、支出につきましては職員1名の給与、手当で347万円、臨時職員賃金で約98万円のほか、施設の光熱水費、燃料のほか、菌床の管理委託料で収入と同額の788万1,212円で、営業利益は生じませんでした。今年度の処理頭数ですが、鹿の処理頭数は792頭で、うち業務回収頭数は370頭、ハンターの自己回収が421頭となっています。このほかアライグマ279頭、熊21頭、事故鹿22頭、一般狩猟16頭、タヌキ等7頭となっているところであります。

食堂業務は、振興公社の自主事業で、収入はスキー場ロッジ食堂売上げと、事業収入として公園遊具の貸出料60万2,100円、ゴルフ練習場球貸出料35万3,100円で95万5,200円となり、雑収入として自販機の売上手数料6万5,581円で、収入合計が352万4,941円となっております。支出は、パートの賃金、食材の食品仕入れ費などで、支出合計は313万2,677円となり、39万2,264円の営業利益となったところであります。

以上の結果、損益は、営業収益8,846万543円、事業費8,301万1,431円を差し引き、544万9,109円が営業利益となったところあります。営業外損益では、営業外収益として554円で、経常利益は544万9,663円となりました。特別損益はございません。経常利益から特別損益を差し引いた544万9,663円が税引き前当期利益となり、法人税、法人道民税及び事業税133万6,783円を引いた差引き当期純利益は411万2,880円となったところあります。

14ページの剰余金処分計算書でございますが、前期末の剰余金747万7,716円から当期処分剰余金となる役員退職引当金への積立て12万円、当期純利益411万2,880円を加えた1,147万596円が後期繰越利益剰余金となったところあります。

15ページ、株主資本等変動計算書では、前期末の純資産に先ほどの当期純利益411万2,880円を当期変動額として加えまして、当期末の純資産合計が2,944万596円としたところあります。

17ページから22ページまでは各事業における収支決算内容であります。後ほど御覧いただければと思います。

23ページをお開きください。監査報告書が添付されております。

24ページ、第2号議案、剰余金の処分の件についてですが、1として繰越利益剰余金より役員退職引当金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額につきましては繰越利益剰余金24万円、(2)、増加する剰余金の項目及び金額、役員退職引当金24万円となっております。

2として、繰越利益剰余金より機械取得引当金として積み立てることについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額につきましては繰越利益剰余金500万円、増加する剰余金の項目及び金額につきましては機械取得引当金500万円となっております。今回は、公園内の電動遊具が老朽化してきているものが多いことから、順次入替えるためにこの引当金を機械取得引当金としていくものであります。

3として、自動券売機更新のため別途積立金を取り崩すことについて承認を求めるもので、減少する剰余金の項目及び金額につきましては別途積立金から100万円、これは今年7月から新しい紙幣が発行されることとなっており、それに対応するためパークゴルフ場とスキー場ロッジの食堂の自販機を入替えるためのものであります。

25ページをお開きください。第3号議案、令和6年度事業予算の承認及び事業予算に変更が生じた場合取締役の協議に一任する件につきましては、27ページから登載されています各事業の令和6年度予算案を変更する場合、取締役の協議に一任することが了承されたところであります。

以上、簡略ではありますが、第29回定時株主総会で承認されました有限会社中頓別振興公社の経営状況報告とさせていただきますが、出資法人として経営上特に大きな問題になっているところはないというふうに認められますので、併せてご報告をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みいたします。

◎同意第1号

○議長（星川三喜男君） 日程第9、同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件を議題といたします。

本件に関係のある大島認定こども園園長についてはご退席を願います。

（大島認定こども園園長 退席）

○議長（星川三喜男君） 提出者の説明を求めます。

小林町長。

○町長（小林生吉君） 同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字中頓別162番地1、氏名、大島朗、昭和36年3月3日生まれ。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

本件についての説明をさせていただきたいと思います。現相座教育長につきましては、新しい中頓別学園の建設構想づくり、またその教育の内容に向かって多大なるご貢献をいただいたというふうに思っています。今回任期満了に当たって再任を強く要請したところでありまして、大変残念ながらご家庭の事情ということもあって辞退されたということでありまして、今申し上げましたとおり現認定こども園園長兼新しい学校づくり推進室長の大島朗さんを新しい教育長に選任したいということでもあります。

今申し上げましたけれども、大島さんの略歴について少し説明を加えたいと思います。36ページにありますとおり、最終学歴は北海道教育大学旭川校で、昭和59年3月の卒業であります。昭和59年4月、稚内市上勇知小学校を振出しといたしまして、平成17年から礼文町の香深井小学校含めて2校の教頭を経験された後、平成23年、稚内市立天北小中学校の校長、25年に稚内中央小学校の校長、28年に潮見が丘小学校の校長、この3校の校長を務めた後、定年退職を機に令和3年4月に本町の認定こども園の園長になっていただき、令和5年4月からは相座教育長の下、新しい学校づくり推進室長としても兼務をしていただいております。

任期につきましては、4月1日から令和9年6月30日ということでもあります。

選任の理由といたしまして、教育大学旭川校を卒業された後、宗谷管内における教員としての活動を経て、今申し上げたとおり教頭、校長として長く歴任され、本町の認定こども園の園長として、また新しい学校づくりの室長として今日に至っています。教育者としての高いキャリア、そして将来の教育をつくり上げていく強い思い、構想力があることから、私としては次期教育長に適任であるというふうに判断したものであり、ぜひ本議会におけるご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 1点だけちょっと町長にお伺いします。

大島さんが教育長になることは、私は大して問題ありません。ただし、今後中頓別学園構想問題がある中で認定こども園の園長及び新しい学校づくり推進室の室長、そういうところをどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 先ほど申し上げましたとおり、相座教育長にぜひ再任をということを強くお願いしてきた経緯もあって、後任の体制について現時点で明確にお答えできる状況ではありませんが、後任者が決まるまでの間につきましては新しい教育長に園長と室長の事務取扱をお願いしていかなければならないかなというふうに考えています。なかなか職員の採用もままならない状況下の中で苦慮しているところでありますけれども、今議会でも職員採用に当たっての予算も計上させていただいているところでありますし、5月以降外部に対しても適任者の選考についていろいろ相談を申し上げているところであります。できるだけ早く、大事な事業でありますので、これらに当たる後任の職員の確保に万全を期していきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。同意第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星川三喜男君） 起立多数です。

よって、同意第1号 中頓別町教育委員会教育長の任命につき同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

（大島認定こども園園長 着席）

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

議場の時計で10時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎承認第2号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、承認第2号 専決処分の承認を求める件（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年3月25日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年3月25日専決）分につきまして、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の37ページをお開き願います。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

38ページを御覧願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月25日、中頓別町長。

1、令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたします。専決の理由についてでございますけれども、今年2月から3月にかけてエゾシカの捕獲頭数が例年に比べ増加したことにより、年度内に支出する捕獲報償費に不足が見込まれたことから、専決処分により予算を計上したものでございます。

議案の40ページをお開き願います。令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

令和5年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,408万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出からご説明をいたします。49ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目有害鳥獣対策費では、既定額に90万円を追加し、2,291万5,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費にエゾシカ150頭分の捕獲報償費として同額を追加するものであります。

45ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に90万円を追加し、48億6,40

8万8,000円とするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。47ページをお開き願います。11款地方交付税、1項地方交付税、2目特別交付税では、既定額に90万円を追加し、2億4,567万8,000円とするもので、歳出の一般財源とするものでございます。

43ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に90万円を追加し、48億6,408万8,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
長谷川さん。

○4番（長谷川克弘君） 予算で150頭分の報償費を見ているということなのですが、もう実績が出ているかと思います。何頭分の報償費になったのか、分かれば教えてください。

○議長（星川三喜男君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） 令和5年度の最終的なエゾシカの捕獲実績は792頭でございまして、補正予算のときは700頭分までの補正予算で、それに150頭を追加させていただきましたので、その分、92頭分ですか、の補正予算の執行になるかと思われま

す。○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求める件（令和5年度中頓別町一般会計補正予算 令和6年3月25日専決）は承認することに決しました。

◎承認第3号

○議長（星川三喜男君） 日程第11、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）に関しまして、総務課、石川担当

課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） よろしく申し上げます。私のほうからは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

説明の前に議案書の訂正があります。議案92ページ、改正概要にて一番下の左側、附則第10条の2とありますが、附則第10条の3となりますことをおわび申し上げます。

では、説明に戻らせていただきます。議案51ページをお開き願います。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会への承認を求める。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

議案52ページをお開き願います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日提出、中頓別町長。

1、中頓別町税条例の一部を改正する条例。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案91ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号、令和6年政令第137号、令和6年政令第138号）並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第37号）が令和6年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴う改正となります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、減免規定、法規定に合わせて町民税及び固定資産税の減免規定の整備を行うものとなります。

2つ目に、住民税、法規定の新設に合わせて令和6年度分並びに令和7年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設及び規定の整備を行うものであります。

3、固定資産税、法律改正に合わせて規定による措置を講じるものとなり、発電設備の特例措置やわがまち特例割合を定める規定の改正及び法律改正による条項整備を行うものであります。

議案92ページから94ページまでには条例の条項に関わる改正概要が記載されていますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案64ページをお開き願います。第51条第2項及び第71条並びに議案65ページ中の第139条の3では、町民税及び固定資産税並びに特別土地保有税の減免申請に関する事項となりますが、現在書面による申請書を提出することとなっておりますが、ただし書を加えることにより、状況的に明らかであれば書面を要することなく認める旨の措置を講じたものであります。また、法改正に伴い文言の整備を行っております。

議案 6 5 ページ下段、附則第 7 条の 5 から議案 7 6 ページ上段、附則第 7 条の 8 までについては法規定に合わせた新設となり、まず附則第 7 条の 5 では法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定しております控除すべき特別税額控除を令和 6 年度分町民税の所得割の額から控除を行う規定となります。また、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者を特別税額控除対象納税義務者と位置づけております。

議案 6 6 ページ、同条第 2 項では前項の規定に対する適用の整備を行い、同ページ下段、附則第 7 条の 6 では令和 6 年度分個人町民税に限り納税通知書に記載すべき各納期の納付額についての規定を行い、同条第 1 号としては普通徴収に関わる税額算出とその納期について、議案 6 7 ページ下段、同条第 2 号では特別税額控除額が第 1 期納付額以上のときの取扱いを、議案 6 8 ページ中段、同条第 3 号では特別税額控除額が第 1 期納付額と第 2 期納付額以上のときの取扱いを、同ページ下段、同条第 4 号では第 1 期納付額から第 3 期納付額以上の取扱いを、議案 6 9 ページ上段、同条第 2 項では普通徴収から特別徴収への異動による取扱いを規定しております。

同ページ中段、附則第 7 条の 7 では令和 6 年度分の公的年金等に関わる町民税の特別税額控除額の取扱いを規定するものであり、同条第 1 号では年金所得に関わる特別税額控除の税額算出とその納期についてを規定し、議案 7 1 ページ中段、同条第 2 号では特別税額控除額が第 1 期納付額以上のときの取扱いを、議案 7 2 ページ上段、同条第 3 号では特別税額控除額が第 1 期納付額と第 2 期納付額以上の取扱いを、同ページ中段、同条第 4 号では第 1 期納付額から第 3 期納付額以上の取扱いを、議案 7 3 ページ上段、同条第 5 号では年金所得に関わる町民税の特別税額控除の特別徴収に関わる規定をしております。

同ページ中段、同条第 2 項では年金所得に関わる町民税の税額控除について特別徴収税額の規定を示し、同条第 3 項ではその年金特別徴収方法の規定を定めることとし、同ページ下段、同項第 1 号では令和 6 年度分町民税の年金特別徴収の特別税額控除を 1 0 月分からとし、控除し切れない場合は 1 2 月以降順次控除される旨の規定を、議案 7 4 ページ中段、同項第 2 号では公的年金額が 1 0 月分以上の特別税額控除額だった場合の規定を、議案 7 5 ページ上段、同項第 3 号では年金特徴から普通徴収になった場合の繰入れの方法を規定、同ページ、同条第 4 項では年金特徴から普通徴収に切り替わった場合における特別税額控除額の規定をし、同ページ下段、同条第 5 項では普通徴収に切り替わったとき特別税額控除額がない場合には適用しない旨を規定しております。

同ページ下段、附則第 7 条の 8 では、令和 7 年度分の個人の町民税の特別税額控除に関わる規定を新設しております。

議案 7 6 ページ上段となります。附則第 8 条では法律改正に合わせて文言の整理を行い、同ページ下段からの附則第 1 0 条の 2 では再生可能エネルギー発電設備に関わる課税標準の特例措置のうち、バイオマス設備についてわがまち特例の割合を定める規定を新設しています。また、条項のずれなどを法律改正に合わせて整備を行っております。

議案 7 8 ページ下段辺りとなりますが、附則第 1 0 条の 3 第 3 項では認定長期優良住宅

に関わる特例について、第51条と同様に一定の要件に該当すると認められる場合は特例を適用できることとする旨を新設しております。

議案79ページ、附則第10条の3第9項からは、項ずれの修正と法律改正に合わせた文言の整備を行っております。

議案81ページ上段となります。附則第11条では土地に対して課すべき期間の用語の意義を法律改正に合わせて整備を行い、その下の附則第11条の2では土地の価格の特例期間を法律改正に合わせて延長を施すものとし、議案82ページ上段、附則第12条では宅地等に対して課する特例の期間を、議案84ページ下段、附則第13条では農地に対して課する特例の期間を、議案85ページ中段、附則第15条では特別土地保有税の課税の特例の期間の延長を法律改正に合わせて整備をするものであります。

議案86ページ中段、附則第16条の3第3項では上場株式等に関わる配当所得等に関わる町民税の課税特例、同ページ下段、附則第16条の4第3項では土地の譲渡等に関わる事業所得等に関わる町民税の課税特例、議案87ページ中段の附則第17条第3項では長期譲渡所得に関わる町民税の課税特例、同ページ下段、附則第18条第5項では短期譲渡所得に関わる町民税の課税特例、議案88ページ中段の附則第19条第2項では一般株式等に関わる譲渡所得等に関わる町民税の課税特例、同ページ下段、附則第20条の2第2項及び第5項では特例適用利子等及び特例適用配当等に関わる町民税の課税特例、議案89ページ中段下、附則第20条の3第2項及び第5項では条約適用利子等及び条約適用配当等に関わる町民税の課税特例について、先ほど条項新設の説明をしました附則第7条の5から附則第7条の8までに関係する特別税額控除の対象となるものの規定を追加したものであります。

附則中の新設条項にいたしましては、議員の皆さんももう既に報道等でご承知と存じますが、本文中の説明にある特別税額控除というものがいわゆる定額減税に関係していくものとなりますことを改めて申し添えいたします。

議案63ページをお開き願います。附則、第1条では令和6年4月1日から施行とするもの、第2条では固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

吉田さん。

○2番（吉田智一君） 1点だけ質問させていただきたいのですけれども、91ページの改正の概要というところで内容を見ましたけれども、これはあくまでも地方税法が改正することに伴う改正ですよということであって、思うのですけれども、具体的な内容というところ、恐らくこれのメインは定額減税がメインだと思うのですけれども、その減税、例えば1人当たり1万円の減税をしますよとか、そういう目的だとか、あと附則の7

条に関してはこういう形で減税していきますよということがメインだと思うのですけれども、そういうものがもしあるのであれば教えていただければという。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） 資料の配付不足で大変申し訳ありません。今小林参事が配付してくださっていますが、今回の新設に関わる定額減税の国から出されたものを簡略化したものをご用意させていただきましたので、今後についても資料等分かりやすい概要説明になるよう努めてまいりますので、ご理解のほうお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求める件（中頓別町税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）は承認することに決しました。

◎承認第4号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第12、承認第4号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）につきまして、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明させていただきます。

95ページをお開きください。承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

96 ページをお開きください。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日。

条例は、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

102 ページをお開きください。改正の要旨でございます。低所得者の保険料の減額について、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関して、5割軽減基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。改正前と改正後の比較表を下段にお示ししておりますが、5割軽減基準では5,000円の増額、2割軽減基準では1万円の増額とするものでございます。

97 ページにお戻りください。読み上げての説明とさせていただきます。中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

中頓別町国民健康保険税条例（昭和37年中頓別町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求める件（中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 令和6年3月31日専決）は承認することに決しました。

◎一般質問

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第13、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号 1、議席番号 6 番、細谷さん。

○6 番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号 1 番、議席番号 6 番、細谷です。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い 1 点、住民生活に必要な商店の早期開業をについて質問させていただきます。

中頓別町に不足している商店は、理髪店、クリーニング店、7 月で店を閉める菓子店だと思います。理髪店は、男女を問わず髪を整えることは誰もが生活する上で必要になることとあります。ましてや女性にとっては特に髪へのこだわりが一番強いのではないかと思います。我が町においては、4 軒あった理髪店は 1 軒足らずとなりましたが、5 月 30 日には 1 軒開業と大変喜ばしい出来事もありました。しかし、現状はまだまだ地域住民が不便を感じていると思います。私は、理髪店は住民生活には必要不可欠なものであり、地域づくりには欠かせないものであり、クリーニング店及び菓子店も同様に考えています。クリーニング店がなくなったことにより困っている住民は少なくないと思いますし、菓子店もなくなることによって不便を感じる住民も多くいると思います。行政が行う事業と民間が行う事業はそれぞれ違うと思いますが、本町で暮らす住民が満足できる住民サービスを受けられるように住民生活に必要な不可欠な商店の早期開業は検討すべき課題だと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の住民生活に必要な不可欠な商店の早期開業をとの質問にご答弁申し上げたいと思います。

本町におきましては、人口減少やコロナ禍等の影響で厳しい環境にあるにもかかわらず、商工業者によるたゆまぬ営業努力や確固たる技術に基づいた商品の提供により多くの商工事業が営まれています。そのどれもが町民の生活を支え、生活満足度の維持向上に大きく寄与していると考えているところであり、町としても商工会のまごころ商品券事業への補助等を通じ、町民の生活の質的向上及び町内商工業の振興を支援しているところでもあります。こうした支援を実施しながらも、全国の多くの自治体と同様に、残念ですが、当町における商工事業者の閉店、廃業が近年顕著になってきており、令和元年度以降の集計では事業者の閉店、廃業が 11 件ありました。その多くが事業主の高齢化や事業継承の機会逸失などによるものと推察されているところであり、当町の事業者の状況を拝察しますと今後も一定の頻度で閉店、廃業があるのではないかと危惧をしています。一方で、同時期に 6 事業者の開店、開業があり、特に飲食業の事業者の場合は近隣市町村からの来客もあるなど、新たな動きとして町の活性化に影響していることは大変喜ばしいと感じております。

当町のような小規模自治体ほど一事業者が及ぼす住民への影響は大きいと認識しています。これまでも商工会や金融機関と様々な協議を重ねていますが、令和 6 年 4 月に改正、施行した中頓別町商工業振興支援条例では、閉店、廃業を可能な限り最小限にするとともに、新規開店、開業や既存事業者の事業拡大を後押しする支援内容となっている

ところであります。引き続き町内商工業の振興を推進すべく、商工会や金融機関と緊密に連携しながら取り組んでいく所存であります。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

まごころ商品券事業への補助などを通じ町民の生活の質向上を支援していることや令和6年4月に改正、施行した中頓別町商工業振興支援条例など、私は大変喜ばしいことだと思います。そこで、まず理髪店ですが、5月30日に歌登から来られた方が美容院を開業したことは大変喜ばしい出来事であり、今まで美容院が閉店し、近隣町村などに行っていた女性の方々は、町の声の聞くと大変喜んでるのが現状です。しかしながら、男性が通う理髪店は1軒足らずとなり、私も3月いっぱい閉店した理髪店に小さい頃から通っていたため、今から別の理髪店に行くのは若干の抵抗を感じ、土曜、日曜など地方に買物へ行ったときに理髪店に寄れば、都会の理髪店ってそうですけれども、うちは予約制ですから散髪が行えなかったのが現状です。行政が行う事業ではないかと思いますが、住民が満足できる住民サービスを受けられるよう何とか中頓別町においても早期にもう一軒ぐらい開業していただき、住民生活に不便を感じさせない体制づくりをつくっていただきたい。

次に、クリーニング店については、私は土木関係の職業柄あまりスーツやワイシャツなどを着るときは少ないのですが、冬に着たものなどを整理したときなどはクリーニング店は他町村のクリーニング店であり、中頓別町にないのが大変不便を感じているのが現状であります。今後この問題についても商工会や金融機関と連携しながら早急にクリーニング店の開業を行うべきではないかと私は思います。

そして最後に、これ一番大きいのは、私はこれを言いたいのですが、お菓子屋の問題です。中野商店が7月中旬をもってお菓子屋を閉店いたします。これに伴い、中頓別町にお菓子屋が一軒もなくなってしまうのが現状です。中頓別町に約75年にわたってあった老舗菓子店を事業継続して、中野君、私はよく頑張ってきてきたなと思います。しかしながら、とらや菓子店から受け継いだ天北原野、鍾乳洞もなか、なかとんべつ砂金物語、砂金羊羹など、宗谷管内で一番人口が少なく、1,500人に切った小さな町ですが、中頓別町の名産がなくなるのは大変寂しい感じがします。私は、中頓別町の名産がなくなることにより町自体が何か衰退していくような感じも考えられます。この3点について、まず商工労働・観光まちづくりグループ、矢部課長の考え方と、小林町長にも考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 今細谷議員からご質問いただいたことについて私の考えといいますか、ちょっと述べさせていただきたいなと思います。

まず、3点ご質問があったというふうに理解しております。理髪店の開業をしてほしい

ということですが、町として町営のそういった事業を行うということは少し難しいかなというふうに現在考えているところでありますし、細谷議員のおっしゃるとおり町民の方々の住民サービスがなかなか受けられない、思うような形で受けられないというところも非常に危惧しているところではありますので、町としましては商工会及び稚内信金中頓別支店の支店長をはじめとする関係各社の方と連絡、協議を重ねまして、例えば事業者を誘致するような活動に町としても参加できないとか、そういうようなところで今後もいろいろな住民サービスの質の低下を防ぐような対策を検討していきたいなというふうに考えているところであります。個別の商店を町が誘致するとか開業するとかということまでがもし必要であれば、そこはまた改めて議会の皆さんともご相談を申し上げたいなと思いますけれども、あくまでも民間の民業でございますので、町として既存の事業者がいる中でそこに開業するとかタッチするということはまだまだ難しいかなと思いますので、条例、施行規則等々でいろいろな応援ができればなというふうに考えているところであります。

クリーニング店につきましては、商工会のほうともいろいろとご相談をしておりますけれども、現状はなかなか難しいというところではあります。こういったところも理髪店と同様になります。

菓子店につきましては、おっしゃるとおり中野さんがその時期に閉店を考えているところではあります。現状すずや菓子舗もございまして、すずやのほうでは町の特産として菓子の製造は行っていない、販売のみに今は特化しているというふうに理解しておりますけれども、中野さんも閉店の事情、ご本人の修行とかもありまして、いろいろとお考えがあってのことですから、残念ではございますが、そういった道をご本人選択されていらっしゃるの、そこは町としても応援できるところは応援したいというふうに考えているところではあります。閉店してずっと戻ってこないというような選択ではないというふうに現状理解しております。今後この先どうなるかというのは分かりませんが、例えば現在は中野さん以外でも、道の駅、なかとんべつ観光まちづくりビューローのほうでも特産となるべくお菓子の製造やパンの製造なども行っておりますので、そういった形でいろいろと町の特産品が今後なくならないように商工業の振興支援をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 基本的に今矢部担当課長が述べたとおりでありますけれども、担当課長のほうでもあったように、商工会や信金なんかとも昨年度からいろいろ協議を重ねてきています。こうした中で必要な対応を考えていくというのが町としての基本というふうにご理解をいただければというふうに思います。建設業なんかに関して申し上げてきたことではありますけれども、やはり災害等があったときに必要不可欠な事業者というのはあるというふうに思っています。言われているのはガソリンスタンドであったりとかというところもあると思いますし、今残念ながらうちの町にはないですけども、ホームセンタ

一みたいなのところと市町村が提携して災害時に必要なものとかを速やかに地域の住民の方が確保できるような、そういったような視点に立って必要な商店等の確保をしていくという考え方は行政としても強く意識していくところだというふうには認識をしております。なかなか簡単に答えの出るところではありませんけれども、引き続き担当課において商工会、金融機関等との情報共有を進めながら、また一方で町民の皆さんが困っていること、ご不便を感じていることについても丁寧にリサーチをしながら対応を図るように努めていきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） やっぱ私が心配なのは昔からあった天北原野だとか、そういうとらや菓子店のお菓子、これもやっぱり私も自民党の会議か何かで稚内市へ行ったりしたら、各町村からお菓子を持ってきてくれと言われて、私はやっぱり天北原野だとか砂金羊羹をいつも5つか6つ持って行って、他町村との何かをやったときに持っていくのですけれども、やっぱりなくしてほしくないものだとなんか私は思います。

そこで、私は町のホームページや広報などを通じて開店、開業をPRしているかどうか分からないのですが、その辺をPRするのはどうなのかなと考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（星川三喜男君） 矢部産業課商工労働・観光まちづくり担当課長。

○産業課商工労働・観光まちづくり担当課長（矢部智彦君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

町としましては、今事業承継ですとか開業、副業なんかもいろいろと皆さんの後押しをできればというふうに考えているところであります。まず情報発信ということでホームページ、あとはSNSなんかを通じていろいろな情報を発信しているところでありますけれども、今細谷議員のほうでおっしゃられたような内容につきましても町のホームページや、あとは移住定住なんかの対象者に向けた外部向けのインスタグラム、そういったところでも発信していきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、これで内容は分かりましたので、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これで細谷さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号2、議席番号3番、高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、受付番号2番、議席番号3番、高橋であります。2点ご質問をいたします。

1点目は、町内の風力発電事業計画についてということであります。今議員のお手元には、一昨年の12月に町が道に意見書を出しております。これの内容を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。質問1であります。一昨年12月に町は環境影響評価方法書に係る意見を道知事宛てに回答しています。その中

で個別的事項として7点の項目について万全の措置を取るよう申し入れています、それらについての町独自の評価の基準があるのか伺います。発電事業者が選定した環境調査事業者の報告だけをうのみにすることなく、住民目線の環境評価の基準も必要と考えますが、いかがですか。

2点目、住民の中には風力発電所の設置によって固定資産税等が増えるからという意見も聞かれますが、税収そのものは国の普通交付税の算定基礎に含まれると思いますから、直接的恩恵は少ないものというふうに思われます。ただ施設を設置するだけでは町民に恩恵は少ないと言えと思いますが、いかがですか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の町内の風力発電事業計画についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、令和4年12月23日付で北海道知事宛てに提出した意見書は、風力発電建設を不安に思う町民の声が寄せられたことを踏まえて7点の個別的事項として整理をした内容としています。町独自の評価基準については現時点では設けていませんが、本年10月に建設候補地における環境影響調査が終了する予定となっており、その結果がきちんと示されることになっています。7点の個別的事項により日常の暮らしや自然環境等に影響を生じないのかをしっかりと見極めた上で町民の皆さんと一緒に判断したいと考えています。

2点目ですが、今回の町外事業者が計画する風力発電設備の建設に対し、税収などの効果を優先して町が建設の良否を判断する考えは有していません。令和5年3月定例議会での一般質問の回答で述べたとおり、環境影響評価に配慮された建設となるか否かは本年10月以降の調査結果から確認できると思います。また、近隣自治体で同規模設備が稼働していることから、情報収集を重ねるなどして本町での建設の是非を判断したいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、1点再質問させていただきますけれども、町独自の評価基準を設けていないということですが、現に近隣町村では風力発電が稼働しております。その影響というのは調べれば分かるのではないかというふうに思っております。例えば個別的事項の1であります。騒音、超低周波音、それから振動についてというところで、これは直接人体に影響するということなわけでありすけれども、この点に関しても近隣町村で被害の申立てがあるというふうに聞いております。これに対して事業者並びに当該自治体は対応していないと、言ってみれば町民が泣き寝入りをしている状態だというようなことも我々の情報としては手に入れているわけでありまして、そういったことも含めて町独自で現状行われている風力発電に関わる環境並びに人体の健康に対しての影響というものを調査すべきでないかと思いますが、いかがですか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、まだなかなか手がついていないところはありますけれども、近隣自治体における状況等についてはしっかり情報収集をしていきたいというふうに考えています。今言われたような事案が例えば風力発電に起因するものなのかどうかでなかなか判定の難しいところもあるのかもしれないというふうには思っていますが、まず一旦こうした近隣町村の状況、実際に私自身も、もう既に同規模の風車が稼働しているということでもありますので、そうした風車を直接近くで見たり、離れたところから景観の影響等についても見たりとかというようなこともしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） 特に身体に影響のする部分については当初から個人差があるというふうに言われていまして、要するに人によっては影響する、だけれども影響しない人もいます。実際私が聞いている人の場合だと目まいがするとか耳鳴りがするとかという、同じ家族の中でもする人としらない人がいるというような話も聞いておりますので、ぜひその辺をきちっと調査をしていただきたいなというふうに思います。

次、2点目の高齢者の緊急通報システムについての質問をいたします。平成12年に要綱として設置された中頓別高齢者緊急通報システムについてですが、現在の利用状況及び過去の利用実績についてお知らせください。また、利用方法も本人または家族による申込みという形になっていると思いますが、高齢者のみの世帯、また日中は高齢者のみの世帯など、町側からの積極的な働きかけも必要だと思います。機器についても現状十分なものなのか、より使いやすいものに替える必要があるのかお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 高齢者の緊急通報システムに関する質問にお答えしたいと思います。

中頓別町高齢者緊急通報システムについては、町内に居住する在宅の高齢者や健康状態、身体状況等から日常生活動作に支障がある方に緊急通報受信センターと電話回線でつながることができる家庭用緊急通報機器を貸与することで急病、事故等の緊急事態において迅速な救援活動ができる体制とすることにより、高齢者等の日常生活の安全の確保と精神的な不安を解消し、福祉の増進を図ることを目的としています。現在の利用状況につきましては、令和6年3月末現在で14件の利用があります。過去の利用実績については、令和元年度末で15件、令和2年度末で15件、令和3年度末で15件、令和4年度末で13件となっています。利用方法につきましては、ご本人やご家族の方からの申請を受け、緊急通報システムの家庭用緊急通報機器を設置するという流れになっていますが、地域包括支援センター等の職員が訪問した際に家庭用緊急通報機器の設置が必要と認められる場合はご本人やご家族と相談した上で機器の設置を進めています。また、中頓別町高齢者緊急通報システムの町民への周知の方法についても今後検討していく必要があると考えています。

家庭用緊急通報機器は、緊急通報受信センターから提供される機器を居住する住宅に設

置し、緊急ボタンにより緊急通報受信センターとつながり、必要に応じて緊急通報受診センターから関係機関への要請やご本人と相談できる仕組みとなっています。また、ご自身が持つことのできる緊急ボタンがついたペンダントもお渡ししており、住宅に設置する機器を通して緊急通報受信センターへ通報される仕組みとなっています。現在使用している機器については、緊急通報受信センター、公益財団法人北海道健康づくり財団、安全センター株式会社と町が緊急通報システムの業務を契約して貸与されているものということです。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） これ確かに緊急システムそのものはこの数ということですが、多分これ別に増えているわけではないのだろうというふうに思いますし、固定して毎年15件程度というのは一定の決まった人たちがそのまま利用しているという形なのではないのかなというふうに思っております。実際私が経験したところで、数年前ですが、例えば独り暮らしの高齢者が自宅で亡くなっていた例とか、それからこれ直接私が実際に経験した話なのですが、当人は3日間ぐらい腰が痛くて動けなくて、買物に行けなくて食事が取れていなかったというようなことで急遽食事を提供して、その後保健師のほうに連絡をして対応してもらったという例もあったり、それから最近では日中若い人が働きに出ていると、お年寄りだけが一人残されて、足が痛くなって歩けなくなったのだけれどもと行ってやっと電話口まで行って救急車を呼んだとか、それからつい最近ですが、これも具合が悪くなって、たまたま電話がかかってきたのだけれども、その電話に出られなかったと。それで、その電話をかけた方が気になってそのおうちを訪ねたら具合が悪かったと。すぐ病院に連れていったというような経過があります。こういった事例を踏まえて今後の通報システムの対応といいますか、貸与の仕方、それから町民に対する提供の仕方というものも少し丁寧に考えていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） 答弁要旨の中でもお答えしているとおり、うちのほうの職員が訪問した際に必要であればご相談させていただいて取り付けていくという流れにはなっておりますけれども、やっぱり体調とかもありますので、今後保健師等も含めて必要であれば幅広くご相談させていただいて、設置していくのを促していくという形にしていきたいなとは考えております。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） ぜひ本人、家族からの申出だけでなく、やっぱり日常的な保健相談といいますか、健康相談等も含めて対応していただきたいというふうに思います。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星川三喜男君） これで高橋さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） 受付番号 3 番、議席番号 1 番、蓮尾です。よろしくお願いします。本日も 3 点お伺いしたいと考えております。

1 番目として、中頓別学園構想が及ぼす今後の影響はということでお伺いいたします。ずっと定例会、臨時会のたびにご指摘させていただいているように、住民の多くはいまだ事業について理解が進んでいません。債務について、事業の内容について、それらほとんどが伝わっていないことはどの程度認識しているのか、まずお伺いします。住民の多くは学園構想において学校が建設されることを拒んでいるわけではありませんが、内容が不透明である上、予算規模が大きいことに対し不安を持っています。今後学校が建設され、多くの債務を抱えることとなりますが、長寿園の町営化など行政負担が大きくなっている中、多くの町民が不安を持っています。高齢化で年金に頼る方が多くいる中で福祉サービスは維持される、もしくはよりよいものにできるのでしょうか。病院事業は不自由や不安なく継続されるのでしょうか。除雪事業のサービスの低下が起き、冬期間道路が使いづらくなることはないのでしょうか。ごみ収集や公営住宅の家賃、上下水道が値上げされるようなことはないのでしょうか。その他にも、今ある行政サービスは質を落とすことなく維持、もしくはサービスがよりよいものになる財源の確保を見通すことができているのかお伺いします。

もう一点、学校の建設が終了し、開校される年に町長の任期が満了となります。一部の町民は、学校を開校し、その後の運営については町長が責任を持つべく立候補すべきだという意見がありますが、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（星川三喜男君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 蓮尾議員の中頓別学園構想が及ぼす今後の影響についてご答弁申し上げます。前段私から答弁をし、後段の財政負担に関わる分については町長が答弁いたしますので、ご了解いただきたいと思います。

これまでできる限りの機会と時間を使って説明してきていますが、これで十分と考えているわけではなく、今後もより多くの町民の皆様に理解を深めていただけるように説明を続けていきたいと考えています。引き続きコミュニケーションチャンネルの拡充として公式 SNS を活用したリアルタイムでの最新情報の提供、広報での事業の進捗状況についての説明を行います。また、教職員とも定期的に研修、協議、準備を進めていますので、その状況については学校だよりと一緒に町内配布を継続していきます。今後は老人クラブでの説明会、7 月には保護者説明会も計画しています。また、ご意見箱を設置し、住民の皆様の声を積極的に収集し、そのフィードバックを基に情報提供の方法や内容を継続的に改善していきます。ほかに主体者である子供たちへの取組についてですが、4 月に小学校、5 月に中学校で新しい学校づくり授業が行われ、新しい学校のイメージを提示し、地域の方との交流やどんな学校になるとよいかについて話し合いを行い、子供たちは期待が高まっているところです。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 中頓別学園建設工事は、当町においてこれまでにない規模の大型事業であり、これに対する予算も直近の試算で46億円を超えるようなものとなっています。事業執行に当たっては国庫補助金を最大限活用することやより有利な起債の活用などにより財源確保を図ってまいりますが、起債の借入れが多額となっていることから後年度の償還も大きな負担となってくることが見込まれます。このことが他の行政サービスの低下につながることはないよう、元金の償還が始まる前段階で既存基金の活用を含めた償還財源の確保や起債の償還期限を延長させることによる単年度負担の軽減、行財政改革を踏まえた経常経費の抑制などを図ってまいりたいと考えています。

次の町長選挙については、今考えを述べる段階ではないというふうに思っていますが、任期中に取り組むべき課題に全力で向き合っていきたいというふうに考えています。中頓別学園構想、地域医療と地域包括ケアの一体的改革の取組のほか、これまで取り組んできた施策の発展と将来的な財政運営の安定は私に課せられた使命であると考えており、責任を全うしていく覚悟であります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） まず、前段のほうで教育長にご答弁いただいたほうに対して再質問をさせていただきます。

現在もう既にSNSであったり、広報であったりとかでは今おっしゃられたように既に情報発信されていると思うのです。なのに今まだ事業について認識していない人がいるほうが認識としては問題だし、そこを解消していかなくては今後事業の理解は進まないというふうに私はこの答弁を聞いて思いました。では、なぜ伝わっていないのか。その追求ができていないのではないかなと思います。例えて言うならば、今SNS、フェイスブック、インスタグラム等で更新されているというより更新されているのも拝見しておりますが、そもそもSNSであったり、特にSNS、インスタグラム、フェイスブックは毎日開いているような人でないとリアルタイムでの情報は入ってきません。また、そもそも利用していない人にとってはそこで情報発信されたところでも全く理解ができない、もしくは拝見することもできないというような状況になっていると思いますので、意味はないとは言いませんが、これで全ての人に情報が伝わるツールでもないし、あくまでも補完的なものとして使われるものではないのかなというふうに思います。

では、広報のほうでやっていますよという話になると思うのですけれども、広報もうちの身内はほとんど見ていません。広報を見る時間もないし、興味もないのです。では、どこで伝わるのだというと、もう伝わるツールがないのです。広報をそもそも開かないから、中に入っている案内も読まない。では、案内されていることも知らないから、情報を手に入れることができない。これがそもそもの根本原因なのです。では、それに対してどうするのかというアプローチが今考えられていなくて、それをずるずるだらだら続けているという状況が続いているのかなと思いますので、これ私、過去のことを蒸し返してあれです

けれども、アンケートをするときに私は職員が取りに行くべきだったと思うのです。アンケートを取りに行く段階で理解していない方に直接伝える機会がここにあったのだと思うのです。これができなかったことが一番大きな失敗なのかなと私は思っています。今のを踏まえて教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 蓮尾議員のおっしゃることは大変よく分かります。實際上、私も情報の周知についてどのような方法があるのか大変苦慮しているところではあります。ただ、アンケートの回答について職員が直接取りに行くべきだというご指摘がありましたけれども、人間的にも日数的にもそれは不可能だったということをはっきり申し上げたいと思います。蓮尾議員がおっしゃるとおり、従来は広報を中心に周知を行ってきましてけれども、それが不十分ということでSNSも加えたということですが、現状はおっしゃるとおりだと思います。そこは私も認めざるを得ないかなというふうに思っているのですが、現状職員が不足していて、春に採用予定だった職員も直前になって着任をできないということで申入れがあった、それからこの後も職員の退職が予定されているということもあって非常に業務が圧迫されているという実情が残念ながらあります。そんな中で周知しないことは、それを当たり前ということではなくて当然周知して、利用につなげていって、さらに町民の施設として意味あるものにしていくということでの努力は続けていきたいと思いますが、その方法についてはこの後さらに協議して進めていきたいと思っています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 教育長はじめ業務が立て込んでいる中なかなか難しい部分ではあると思うのですけれども、ご認識もあるとのことなので別のアプローチを、もう工事も始まってしまいますので、別のアプローチを考えて早急に取り組んでいただかななくてはならないのではないかというふうに思っております。

次に、再質問になるのですが、町長にご答弁いただいた部分って、これをそのまま見ると私の質問への答弁になっていないのです。町民が知りたいのは国庫補助金を最大限活用するとか、起債を活用するとか、確保を図ってまいりますということを知りたいのではないのです。これは意味が分からないのです。まず、意味が分からないということを前提に考えてもらいたいです。これは行政関係者が見ると分かります。議員が見ても分かります。こういうことよりも身近に自分たちにどういう影響があるのかということを知りたいのです。私はあえてそれを分かりやすく一般質問の最初の質問の中に入れているのです。今ある事業、病院事業、福祉事業、ごみ収集、公営住宅の家賃、上下水道、皆さん生活に直結するライフラインも大切なものです。これに対して影響があるのかないのか、ある可能性があるのか、これについてみんな心配をしています。もしも影響があるのであればしっかり考え直せよということになるのだと思うのです。起債をするから大丈夫、財源の確保をします、行政負担、単年度での負担軽減を行いますというのは具体的ではないの

です。行政サービスが維持されるのか、それをもっとよりよいものにしてもらえるのかということが皆さんは知りたいのです。その部分をまずご答弁をこの後していただきたいのと、町長選についてなのですからけれども、これは別に私は次も出ろとか、そういう話をしているわけでもなくて、それを今どうなのですかというふうに聞く意図よりは、どちらかというと、ここで町民が皆思っていることを正直に申しますと、町長が辞めたらこの事業はさらにこの先が見えなくなるのではないのかという不安があるのです。今ご答弁いただいた今考える、述べる段階ではなくとなると、町長選に出ない可能性もあるのだなというふうに皆さんは解釈してしまうと思うのです。だとすると、この事業ってどうなるの、この後というふうになると思います、今のご答弁いただいた内容によると。これは私のほうから言えませんが、その回答で本当に大丈夫ですか。これで町民の不安が逆に増すようなことがあるとちょっとまずいなとも思うので、今考えを述べる段階にはないのかもしれないですが、この事業は町長の任期と共に終わるわけではなく、この先建物ができて、学校の中身ができて、生涯教育の中身ができてくると長い期間続いていくものなのです。それに含めると町長が次、任期が終わった後もどうするべきなのかということをしかりつないでいかなければいけないものになると思いますので、その辺りについてもお伺いしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 先ほどの私の答弁の趣旨は、1つは前段の再質問に答えるならば、学校の建設に当たってその他の行政サービスの低下につながらないようにするということがであります。まず、この点に関して少し補足を申し上げると、行政、特に町民の皆さんのニーズというのは常に変化もしていきますし、新しい課題も増えていくということになります。だから、全てのことを一切今までどおりということではないかもしれませんが、蓮尾議員が質問されたようなことについてはそうならない、そのためにそのほかの改革を含めて不断の努力をしていくということであり、住民の質は落とさないという、それが基本の考え方にあるということであり、このことに関しては前にも答弁していましたが、これまでの起債の借入れ等については、その借り入れた年度に将来の償還の負担になる分も積み上げてきて、その分これから返済をしていく学校建設と重ならない、そのことで中長期的に、単年度に大きな負担が生じないような、そんな努力もこれまでしてきた上でこれからの事業をしていこうということであり、併せて繰り返しになりますけれども、住民の生活に関わるサービスを低下させないと、そのための道筋もしかり今後示していきたいというふうに思っています。

あと、選挙というか、そのことは明言しないことがどう町民の皆さんに心配を与えるのかわからないところがありますけれども、3年先にそのときどうするのだということをお問われて、なかなかそこについての答えというのを明確にするというのは難しいかなというふうに思います。ただ、後段で先ほどお答えしたように、私はこの学園構想だけではなくて病院の問題、それから介護福祉の問題、これらが私の任期をもって終わるとか、そ

うということではなくて、将来もしっかり持続していく、そのための大きな改革を今やるということで進めているところであり、先ほどの質問にも絡みますけれども、将来的な財政的な安定というようなところもしっかり道筋をつけていく。どこで終わるかの話ではなくて、私としてはここにおける責任を全うするということを考えていて、そのことに関してまだ十分ではないのかもしれませんが、これから町民の皆さんに安心していただけるようなメッセージをしっかりと発していくように努めたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） ご説明いただきありがとうございます。まず、サービスの低下はさせないと、落とさないということを今おっしゃっていただきましたので、それを前提として町の財政含め俯瞰で見て、しっかりとそれを実施していただきたいというふうに思っております。

また、選挙についても任期のうちに、次も道筋をしっかりとつけながらということでおっしゃられておりますので、中長期での計画も今見えておりませんので、しっかりとその部分も道筋を、しっかり内容を詰めていっていただきたいというふうに思います。道筋が見えていないから、こういった意見が町民から出てくると思うのです。これがロードマップ等で中長期でしっかり出ているようなものがあれば、逆にこういった質問も疑問も町民のほうから起こらないというふうに思いますので、その部分をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（星川三喜男君） ここで議場の時計で1時まで昼食といたしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） よろしく申し上げます。2 番目の質問に入らせていただきます。

事務事業の増加傾向への対策はということでお伺いします。過去の一般質問でも本題についてご答弁をいただき、見直しを検討すると答弁いただきましたが、一般会計予算の内容を見ていくと見直しされたようには感じることができません。役場職員において負担増により苦勞している現状も把握しております。これにより行政サービスの質の低下が起き、前年踏襲の傾向が強くなり、質の高い事務事業の実施がされていないように感じます。学園事業のような大きな事業にも十分な人員が配置されず、思うような事業内容の進展が認められないのではないのでしょうか。まず、今やらなくてはならない事務事業の人員充足率を上げる必要があると考えますが、いかがでしょうか。そのためには事務事業について精査を行い、やめるべき事業とやるべき事業の仕分を行う必要があると考えます。行政の慣

習において、一度手をつけた事業についてはやめる決断をすることは町民からの批判の対象になるため難しいことも承知しておりますが、決断が必要であり、それを多くの町民が思っているところでもあります。なぜこの事業を続けているのだろう、この事業にはどんな意味があるのだろうと考えている町民も多くいます。役場職員の人材不足、スキル不足をD X化やA Iの活用により補うことも考えていかなければなりません、それらにも多くの時間とお金がかかると考えます。これらについてお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 事務事業の増加傾向への対策はについてのご質問にお答えしたいと思います。

事務事業の見直しは、現在当町が直面している大きな問題であり、全体の見直しにつきましては今年度から取り組んでいくこととしています。現在の業務体制につきましては、不採用期間があったことにより中間層の空洞化や新規採用職員の応募減少、途中退職者の増加により人材不足が慢性化しつつあり、このままの状況が続けばますます厳しい状況になっていきます。今後に向けて行政サービスを維持していくために、人材難やD X化などを見据え、効果的かつ効率的な運営ができるよう業務内容を精査するとともに、事務事業の見直しを行うほか、町職員の応募者を増やしていくために働きやすい職場環境を整え、情報発信をするなど、採用業務の見直しも併せて取り組んでいきます。

職員の人材育成につきましては、職員一人一人が自身のスキル、キャリア意向に合わせて能力を身につけるためにeラーニングを導入し、5月から運用を開始しております。また、D X関連では今年度中にスマートフォンのアプリケーションを活用し、情報発信や電子申請等の機能を随時実装する予定であるほか、ノーコードアプリの導入など内部事務の効率化を進めていこうとしているところであります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 再質問させていただきます。

人材不足が慢性化しつつあるという部分で、やはりここは行政を挙げて解消していかななくてはいけないと思います。同時並行にです、事務事業の見直しとともに。事務事業のほうは今年度取り組んでいって見直しをしていただけるということで期待をするところですが、人材不足の解消についてはなかなか難しいのかなと思います。辞めていく人とか、今いろいろなメディアから情報を取ったりすると、やはり人が集まらない主な原因、民間でも公的機関でも同じなのですけれども、今のデータによるとZ世代とZ世代の上の世代ぐらいにすると一番重点を置いて仕事を選ぶ要因が給与であったり、休みであったりという部分よりはどちらかというとやりがいのある、自分の成長につながる仕事をできるかどうかということを重視して仕事を選ぶ傾向にあると。それは、もともと有名な大学に行こうともあまり有名ではない大学に行こうとも、若者全体にとってそこが仕事を選ぶ基準になっているというような状況もあるというデータもあります。そういうふうデータを見ていった上でうちの町の今の行政の状況を見てみると、果たして職員の方々はやりがいをあ

るように感じて仕事をしているのかなというところがちょっともしかしたら欠けているのかなと私は思っています。といいますのも、どちらかというと主な目立ってやるような事業ってコンサルが入ってきて、そこに任せることも多くなっているのです。任せたものに対してコンサル側から指示を受けたものを職員が適宜こなしていくというようなシステムに今なっているような気がします。なので、その部分を変えていかないと、やりがいがあるという部分については自分で考えて、例えば事業デザインをしてそれをこなしていくとか、やりがいをとにかくつけていくような仕事の仕方、コンサルを使っても同時並行で自分の意見をしっかり持つてできるようなやりがいのある仕事をつくってあげてほしいなというところでもあります。

あと、働きやすいというところというと、町長は取り組んでいらっしゃるんですけども、男女ともに働きやすい環境というのが、これから女性人材もどんどん表に出てきてもらわなければいけないところになりますので、その部分のやっぱりケアをしていかなければいけないというふうに考えると、町長の後ろに並んでいらっしゃる方々もほとんどがやはり男性になるのです。管理職をやられている方もどうしても男性の方が多いと。こういうのを見ると、今いる女性職員ももしかしたらやっぱり男性優位なのかなというふうに思うと思いますし、外部から見てもうちの組織図を見たらやはり男性ばかりが管理職をやっているというふうになると、女性人材が将来を見たときに自分にとって不安に思うところもあると思いますので、その部分を何とかしてもらいたいと思うのですけれども、どうですか。お伺いします。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 今回事務事業の見直しというところの観点から総務のほうで答弁案を作成してきたところでございます。今議員がおっしゃられたように、男女平等の、雇用均等法の関係もありますので、そのほか今は介護が負担にならないようにですとか、そういったような配慮もするようということで、総務省のほうからもいろいろ考えて人材難、人材不足に対応するような形で進めるようにということで通達も全国的に出されているというところですので、その辺も踏まえてやる必要はあるかなと思います。

あと、聞かれる前に言うのもなだと思いますけれども、いろいろ事務をやっていく中でいろいろ問題点とか何となく分かっている部分はございまして、職員も減少してきておりますけれども、なかなかその中で役割を分担して仕事をしていくと体制の維持が難しくなっているなというふうには日頃感じておりまして、今実態としては職員個々のマンパワーに頼らざるを得ないというところで組織、係というよりは個々の能力に頼るというような形になってきているのかなというところで、配置される職員ですとか個々の組合せとかでも係の機能的なところも変わってくるという状況もあります。これは、先ほど説明したとおり職員の空洞化とかいろいろ問題はあるのですけれども、係長クラスのところが抜けている状況が続いているというところもあって、なかなか業務の統制ですとか、そういったところがちょっと弱くなっているのかなというところも課題になっていると思います。

こうした中で、基本的な既存の業務の見直しというのも少し難しくなっているところもありまして、例えばマニュアル化を図っていくですとか、業務の趣旨、必要性なども理解をして進めていこうということも大事ですので、そういったところも置き去りにならないようにしていかなければならないと。あとは年代の空洞化によって、また世代間の考え方ですとかやり方の違いというところも一つの面でも影響があるというふうに個人的には感じているところですので、そういったところすとかいろいろ踏まえまして、先ほど言われたように不要な業務ですとか手順の見直しですとか、そういった細かいところも含めて時代に合ったやり方に見直していくというところと、あとはできれば達成感ややりがいを見いだせるような体制を、例えばエンゲージメントのような形で町側と職員側と同じような目的意識を持ってできるような体制が望ましいなと思いますので、組織の立て直しも含めまして生産性を高めていくということを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） 今答弁いただいた内容をやっていっていただければ少し展望も開けてくるのかなと思います。ただ、それをやるにしても今いる人手では大変な状況、それをやることすら大変な状況になっているのかなとも思いますので、優先順序どれからというわけではないのですけれども、これ以上の途中退職者になるべく出ないようにする、また新規採用職員にとってはほかの自治体よりもうちで働くことの働きやすさであったり、メリットであったり、やりがいであったりというのもアピールできるような体制を整えていただきたいと思います。これの件については以上で終わらせていただきます。

次に、3 番目として住宅不足についてお伺いしたいと思います。前回定例会の一般質問と一部重複するのですが、安価な住宅の不足が顕著となっており、移住者の受入れもままならない状況となっています。民間アパートは、比較的低所得である若年就労層にとっては容易に利用できる家賃ではありません。特に多額の住宅手当をつけることのできない会社に勤める方にとっては非常に難しい選択肢となっています。逆に生活に余裕が出てくると、公営住宅では所得より家賃が算定されますので、家賃が高額になり、生活が苦しくなる傾向があります。実質賃金が目減りしている中において、住宅にかかる費用は町民にとって生活に直結する大きな問題となっています。ご存じのとおり、現役世代の貯蓄額は減少傾向にあり、新築住宅を建設できるのは一部の町民に限られたことであることや現状も直視しなければなりません。独身若年層が増加傾向にあることも考慮しなければなりません。新たな学校が建設されても、住環境が改善されなければ生活もままならない町に住民が住み続けることは難しいことは容易に想像できます。町の人口減少を食い止め、より魅力的な町であるために、前述の町民や様々な形で移住を希望する方々のために比較的安価に住環境を提供できる状況を早急に検討する必要があると考えますが、現在どのように認識しているのかお伺いするとともに、これらの対策はあるのかお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 住宅不足に関する質問にお答えしたいと思います。

住宅不足を解消するため、町ではこれまで個人住宅の建設促進を助成する条例や民間アパート建設に対する助成条例を制定し、住宅不足の解消のための政策を行ってきています。民間アパートについては、平成25年の条例制定後、令和5年度までに12棟64戸の建設、町営住宅等は4棟13戸の建設や改修が行われ、一定の成果が見られたというふうに考えています。個人住宅については、条例改正を行い助成金を上げるなどの対応を講じ、年間数件の助成を行ってきていますが、この10年間で15件の建設にとどまっています。公営住宅等につきましては、これまで長寿命化対策として外壁や屋根の改修を実施していますが、新築や内装のリフォームなどは進んでいない状況です。若年層、移住者に対する対策として、住環境を改善し、快適で負担少ない入居できる住宅の確保が必要であることから、今後は公営住宅等長寿命化計画の更新に取り組むこととしており、この中で適切な戸数を見定め、特定公共賃貸住宅の建設検討や定額で利用できる既存の単身者向け住宅の内装リフォーム等の実施、老朽化した公営住宅のリフォームなど利用者のニーズに沿った住宅確保を図っていくほか、町民や移住の計画をされる方に少しでもよい住環境を提供していきたいというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 今のご答弁を受けて再質問させていただきます。

前段の部分の民間アパート条例制定からこの10年間、ほかの部分、個人住宅も含めての部分、前段の部分についてなのですけれども、民間アパートの建設に対する助成というのはある一定程度本当に効果は認められていると思うのですけれども、民間アパートを建ててくれたおかげで町民が増えたというような、今のところ何となく肌感では印象はないのです。まだ恐らく足りないのかなと思うのですけれども、足りないものに対して民間アパートを空いているときにも選択できない理由として、やはり家賃が高額であるというところにもなってきておりますので、もうそろそろ民間アパートと公営住宅、公共住宅についてのバランスについてしっかりと考え直してほしいなというところにあります。

あと、戸建ての住宅のほうについて10年間で15件の建設にとどまっているのは、さきの質問でもさせていただきましたが、現役世代の貯蓄額が減少していることと、それに見合うような収入が今得られていないというところがやはり問題になっていると思います。これに対して家を建てられないから、では家を建てるための助成をしますかといっても建てられないので、その人たちが選択できる賃貸アパートもしくは公共住宅が今必要になっているのだと考えます。なので、このまま引き続き個別の個人住宅について助成を行うことはいいと思うのですけれども、比重としてはどちらかというと賃貸のほうに比重を置いていって考えていただきたいなと思います。独身の方も増えておりますので、単身者向けの住宅内装リフォーム、これ今あるあそこの住宅になると思うのですけれども、リフォームを実施しても、結局今ある住宅が増えるわけではないのです。内装リフォームを実施したところでも単身者向けの住宅が増えるわけではないので、単身者向けの賃貸住宅も建

設検討をしていただきたいなと思います。これは若年層の単身者だけに限らず、今は高齢者の方でも単身者の方が多くなってきておりますので、そこにもニーズが向けられると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいなというところで思っているところです。

移住についても同じく、お金をたくさん持って移住をしてくる方ばかりではないです。今実際に住んでみようと思うと、今ある既存の民間アパートは比較的高い、今ある公営住宅は空いていない、もしくは内装等、外装等がぼろぼろで、あまりいい印象を持たれないという状況もあります。ごめんなさい。長々言いましたけれども、この辺りについてお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 今の再質問にお答えします。

公営住宅だとか単身者向け、移住の住宅についてもなのですが、今まで目に見えてやってきていないというのが現状であると思います。今年度そういったことについても適切にやっていこうと考えていまして、公営住宅等の長寿命化計画というのを更新して、本当に必要なものを抽出して選択して、建てるものは建てる、直すものは直すということで進めていきたいと考えております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 計画自体がまずいつ頃に策定される予定であるのかをお伺いするとともに、それは町民の意見をどのようにして酌んでいくのか、今いる職員だけで考えてつくっていくのかという部分を今答弁を受けて不安に感じました。実情に沿ったものにしてもらう必要があるのと、計画を早くつくって実施していただかなくは住民流出であったり、新しい移住に対して取組が遅れることになりますので、対応を迅速にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 先ほど述べた長寿命化計画の更新なのですが、今年度やる予定をしておりまして、入札が今月か来月かということで進めております。

懸念されております町民等々の意見については、更新なので、これは前回5年ぐらい前にも更新計画を立てたと思うのですが、そのときも町民の意見も踏襲しつつ計画をしておりますので、議員おっしゃるようなことを踏まえまして計画をしていきたいと考えております。今年度計画、更新される予定ですので、どこかの段階でお示しできればなと思っております。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 少しだけ補足をさせていただきたいと思いますが、住宅の問題に関しては、庁内では数年前からこういった計画をしっかりとって、必要な住宅の確保に向かっていかなければならないという認識で協議はされてきたのですが、なかなか着手に至ってこなかったというところがあります。そういう中で、今回たまたま長寿命化計画をつくるということであったので、そこに集約してしっかりと計画を立てた

いというふうに考えています。今担当課のほうではこの数年間の住宅の募集と申込状況などもしっかり整理をしたりしながら、これまでこういった形で需給バランスが取れていたのか、あるいは取れていなかったのかというようなことをしっかり検証していきたいと思いますし、その中で特に希望する住宅に入れなかった方たちの属性もしっかり把握をして分析をするということが必要になるというふうに思っています。できるだけ早く、計画の完了を待たずに来年度以降手がつけられるように着手を早めるということも考えていかなければならないというふうに思っていますので、数年遅れてきた分それを取り戻せるようにできるだけ早い対応を図るように努力をしたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1 番（蓮尾純一君） 今ご答弁いただいたのは力強いご答弁をいただいたと思いますので、ぜひ計画実施に向けてご尽力いただきたいと思います。

私からの質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これで蓮尾さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受付番号4番、議席番号5番、宮崎さん。

○5 番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号5番、宮崎です。私は、今回も2問事前に通告をさせていただきました。1 問目は賃貸住宅の適切な供給についてということで、主に町内の賃貸住宅に関して町民の皆さんの暮らしに直結する住宅の適切な供給ということに関するお悩み等が現状においてもあるかと思しますので、この状況や対応について伺いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

本町では民間アパートの建設が進み、入居率も高い状況にあると思われませんが、町内の相場としては比較的家賃が高い物件も多く、ある程度の収入や住宅手当などがない方にとっては入居しづらいという実情もあります。公営住宅や町有住宅、教員住宅などの町が管理する住宅においては空室の数としては余裕があるように思われますが、立地や老朽化などの点で入居が進まない部分も多いとのことで、先月の募集件数も比較的多い状況になっていたと思われます。応募のタイミングもあるかとは思いますが、状態がよく手頃な定額家賃の物件の需要が高く、所得の高い方が入居していたり、家族向けのところに單身の方が入居したりとアンバランスな状況もあり、低所得世帯や共働き世帯が適した住宅に入居できない状態も見受けられます。特に共働き世帯が退居を余儀なくされるケースが多いと思いますが、定額の家族向け物件に空きがないことから、収入超過となることが明らかでありながら収入に応じた家賃の公営住宅に入居せざるを得ない状況があり、家賃が高額となる段階までに引っ越し先を見つけなければならないというようなことが繰り返し起きております。老朽化した公営住宅の解体は進められておりますが、入居が進まない住宅のリフォームや新築による町営住宅等の整備についてはいかがお考えでしょうか。収入に応じる既存の公営住宅の定額化や常識的な限度額を設けることはできないのかという点についても改めて伺います。

また、本町では一戸建ての促進制度においては事業者が従業員用の住宅を建設する場合

においても助成を受けられることになっておりますが、民間アパートの建設促進では社員の社会的なことは想定されておりません。しかし、町や特定の企業が一部を借り上げている実態もあるのではないのでしょうか。これは条例の趣旨にそぐわないように思われますが、こういった点も含め現状の問題点の解消や適切な住宅供給の在り方についてはどのように考えておられるのかということについても伺います。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の賃貸住宅の適切な供給についてのご質問にお答えをしたいと思います。

公営住宅など町が管理する住宅は、毎月空き状況により募集を行っていますが、近々の状況では空きが多い状態に推移しています。昨年度の秋頃までは不足傾向であり、その中で単身者用住宅が不足したり高齢者用住宅が不足したりと状況により変動があり、ご指摘のとおり現在は家族向けの状態のよい住宅が不足しています。また、高齢になり生まれ育った場所に戻って生活するという需要も増えてきており、高齢者が安心して居住できる住宅も必要であると考えます。公営住宅等の募集では、タイミングにより家族向けの間取りに単身者が選考されたり、高額になる公営住宅にしか募集できなかったりと様々なケースがある中で、その時々状況を鑑みて適切な選考を行っておりますが、応募者が必要とする条件のよい住宅に限られているため、アンバランスが生まれている要因になっているところであります。今後は、入居のアンバランスさや住宅不足を解消するため、蓮尾議員の質問にもお答えしたとおり住宅の需要と供給を把握し、公営住宅の新築、リフォーム、単身者向け住宅のリフォームを計画的に推進していきます。

また、民間アパートの一部を借り上げている状況については、条例制定の目的である良質な賃貸住宅の供給の促進を図るという趣旨にそぐわない部分も見受けられますが、企業として働き手の確保に苦慮している背景からやむを得ず行っている事情もあると思われます。そうした状況を解消するためにも町としては公営住宅等の改善策を講じる必要があると考えていますので、これを実行していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） まず、この質問もそうですし、2問目についても先ほどの蓮尾議員の質問とテーマが重なっておりますので、同じ趣旨の内容につきましては先ほどの質問とご答弁を踏まえて、主に視点の違う部分について再度お伺いできたらというふうに思いますが、早速ではありますけれども、先ほどの蓮尾議員の質問に対するご答弁の中で具体的に答えられている部分でありますけれども、民間アパートについては条例が制定された平成25年から令和5年度、前年度までの間ということです、で12棟が建設され、戸数としては64戸ということで、恐らく入居率についても変わらずほぼ満室という状況で推移しているのではないかというふうに思います。これについては老朽化した公営住宅の解体ということも並行して進んできたこともあるかと思ひますし、家賃としてはやはり

比較的高いので、特に住宅手当が支給される方々を中心としたニーズに対する住宅の供給というのはかなり進んだことになるかなというふうに思います。

この点については喜ばしいことだと思うのですが、民間アパートということであると、先ほども申し上げましたけれども、借り上げということで、この制度制定の趣旨にそぐわない実態もあるということは町のほうでも把握をされているということで、特に補助等を受けていない民間アパートであれば別に何の問題もないことだと思うのですが、こういった補助を受けている以上、その要件等から外れた入居実態があるとしたら、お答えにもあるように当然改善をしていただく必要があると思いますけれども、これ企業だけでなく町においても実際職員の採用を見込んで住宅を確保している部分があるように思います。これも含めて、そういったことが絶対的に悪だというわけではないですけれども、例えば病院の派遣職員用として民間アパートなりが確保されているというような話も聞いたことがありますし、役場以外で町内で多くの職員を、今ちょっと変わりましたけれども、有していた南宗谷福祉会のほうでもそういった形で職員用として住宅の確保が行われているというようだったので、この4月に長寿園が町営になりましたから、そういった住宅の確保ということが続いているとしたら町自体もそのような形の確保を行っているということになるのではないのでしょうか。これが一般の町民の方の入居の妨げにならない範囲であるならおっしゃるように致し方ない部分もあるかと思いますが、それであれば職員用の住宅というものをもっと整備する必要があるということにもなると思いますが、この点についてはどのような状況か確認させていただけたらと思います。

また、この間のということになると思うのですが、町営住宅等の供給の状況ということになるかと思いますが、建設や改修によって4棟、戸数としては13戸が新設されたということになるかと思いますが、これがちょっと、これだなと認識できるところもあるのですが、13戸全部が把握できていないように思いましたので、改めて教えていただけたらなというふうに思います。

また、例えば病院の職員住宅であるとか学校の教員住宅であるとか職員用の住宅ということでは近年においても新築ということが行われている部分もあるかとは思いますが、一般の方が入居できる町営住宅ということであると恐らくあかね拡充の野球場側辺りですか、これが最後になるのではないかと思うので、古い住宅の解体は進んでいますけれども、これについては20年近く新築はされていないということになると思うので、今ほかで大きなお金が必要な事業があるわけですが、こういった形でニーズが変わってきたことに対する住環境の整備ということも今後の取組として必要になってくると思います。新築ということは簡単ではないと思うのですが、既存の住宅の取扱いの見直しなども含めた対応が必要ではないのでしょうか。この点住宅選考の在り方についてもご答弁で言及はされておりますが、実際は正直調整はできていないというふうに思います。私が把握しているだけでも家賃が跳ね上がるということが明らかなご家庭というのがある中で、家族向けの間取りで定額家賃の住宅に單身の方が選考されるというような例がこれまでも間違い

なくあったと思います。これ家賃の説明などは当然されていると思うのですが、こういうことをちゃんと調整するのが私は適切な選考と言えるのではないかなというふうに思うのですが、この点いかがでしょうか。これはもう地域の方々のほうがよくこういう実態というのは分かっていて、これずっと言われていることですから、いいかげん改善されたほうがよろしいかと思いますが、この点についてはいかがか。

また、例えば既存の住宅で定額家賃のところというのを増やすことはできないのか。これはちょっと難しいところがあると思うのですが、それであれば家賃の上限額というものを引き下げられないかと。恐らくあかね拡充の公営住宅の家賃が世帯収入の大幅な超過ということで非常に高額になるということで、下手したら本当にそれを回避するための、引っ越し先が見つからないという場合には最悪同じ要件の違う部屋に一旦引っ越すというようなことをしなければならないというようなことも起きているというふうに聞いております。この点、実際この家賃って最高で幾らになるのでしょうか。9万円とか10万円とかって話には聞いたりしているのですが、町営住宅等のそれぞれの家賃設定というものがちょっとよく分からないところがあるので、ただ新築されていないですから、今あるものはどんどん古くなっていっているわけですから、これを見直すことというのはできるのではないかなと思いますので、設定を下げるというような対応はできないのか。既存の住宅の今後の活用について、これらの点を再度伺いたいと思います。

また、加えて今後の新築等の可能性についてということで、現状所得に応じる公営住宅、これは本来は低所得者の方向けの住宅であるわけですが、今これが多く空いてきているような状況でして、逆にというか、これはずっとだと思ってしまうのですが、中堅所得者向けとされている特定公共賃貸住宅、特公賃住宅のような定額家賃の住宅というのが不足した状態であるということは先ほども蓮尾議員も質問されていたとおりでと思います。この点、民間アパートだけでなく解体等が進んでいる町有地を活用した、例えば新たな町有住宅であるとか、そういった定額家賃の住宅の新築なども考える必要が出てきているのではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

また、町有地の活用の関係で関連してちょっと気になっているのですが、これは賃貸住宅ということではなくて戸建ての話なのですが、宮下定住促進団地で宅地造成しましたよね。5戸分だったかなというふうに思うのですが、この分譲地の購入って進んでいるのでしょうか。家としてはまだ一軒も建っていないように思うのですが、もし売れていないのであれば、例えばここに賃貸住宅が建てられるかは分かりませんが、宅地で更地の町有地というのが満足に活用されていないというのはもったいないと思いますので、ほかの町有地も含めてですが、これについても伺えたらというふうに思います。

それと、最後です。関連してもう一点なのですが、これはまた賃貸住宅の関係なのですが、町内の町営住宅の中でも多分比較的そういったつくりのところが多いかなというふうに思うのですが、例えば玄関の照明であるとか階段部分の照明である

とか通路の照明であるとか、こういったご意見は多分町のほうにも寄せられているのではないかなと思うのですけれども、ここは基本的には入居されている方皆さんが共同で使われている照明です。この電気料というのは基本的には現状入居者の方々に集めるなりして支払っていただいているような状況だと思うのですけれども、これは時代が変わってきたこともあると思うのですけれども、ご近所付き合いとかの関係も変わってきたりして、なかなか徴収する側もされる側も嫌な思いをすることが増えてきたりとか、そういうことが増えているということもあって、電気料というのを家賃みたいな形で、自治体によっては行政のほうに代わりの徴収をして支払っているというような例もあるということも聞いたりしたので、こういったささいなことで入居者の方々、町民の方がどこかほかのところへ行かれてしまうとかというのは非常に残念なことだと思うので、この点も関連してこういった対応を取れないか。いろいろありましたけれども、再度お伺いできればというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 今の再質問に対してお答えいたします。

民間アパートの後の話です。町営住宅等で建設されたというものですが、場所的には定住促進住宅といって、昔の信金住宅の改修、あと上駒が先生方の出た後の住宅と。

（「それは町営住宅だね」と呼ぶ者あり）

○建設課長（北村正樹君） そうです。あとは雇用。後で町長が補足してくれると思うのですけれども、私はそれぐらいしか認識しておりません。すみません。

あと、選考に対するご意見をいただいて、私も課長になってから選考委員として出席して状況とかいろいろ見てはいますが、やはりどうしてもタイミング的に必要な方に必要な条件の住宅を選考するというのが非常に難しいタイミングはあるということで、選考に対する考え方、やり方等々も一部変える必要もあるのかないのかも含めて考えていかないといけないと思います。そういう中でも住宅の確保というのがやっぱり大事なのかなというふうに認識しております。

公営住宅の上限が幾らかという話なのですが、それは担当に確認して後ほど情報提供いたしますが、公営住宅というのは特性上収入の限られた方が住んでもらうということで、それ以上の収入がある方は公営住宅ではなくて先ほど述べられた特定公共賃貸住宅、いわゆる特公賃と言われる中を勧めて住んでいただくということなのですけれども、そっちのほうも数的には足りていない状況だと認識しております。なので、これも含めてちゃんと計画をして事業を進めていくということで考えております。

あと、町有地の宮下定住なのですが、おっしゃるとおり5区画新しく造成しました。上下水道も設備して、いつでも建てていただきたいぐらいな状況になっているのですが、全く引き合いが、引き合いは1件、2件ってハウスメーカーさんから来たりするのですけれども、それ止まりで現実問題まだ売れていないという状況で、そこの部分もアパートを建てたりできないかということに関しては、そういう話が出てきたときには柔軟に考えるこ

とはあるのかなと思います。それも含めてまだ引き合いがないということになります。

あと、住宅の供用部の電気料の話なのですが、これも私はあんまり詳しく把握していなかったのですが、何件か支払いがうまくいなくてですねというのがありました。現状は棟ごとに代表者が集金をして支払いを起こしてもらっているというのが現状であります。払い方はいろいろで、通帳を作ったり、自分の口座から落としたりとか、あと窓口で支払ったりとかというのがありますが、おっしゃるとおり若い人だとか、あと高齢になられた方だとか、その辺も今後対応を今までどおりでやっていっていいのかというのを含めてこの機会に考えていって対応していくかなとは考えております。役場が何とか、うちのほうで何とかうまくできないのかということも含めて考えていきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） まず、先ほどの13戸の話ですが、1つは元信金住宅のです。それから、看護師住宅、これは新築の4戸。それと、厚生園のグループホームを使わなくなった4戸、それを一般の町営住宅のほうに転換したのと、それと認定こども園の向かい側にある元町職員住宅を改修して、これらは全て住宅建設に当たって財源のあるものを活用して取り組んで供給をさせていただいたというものになります。

町としての住宅政策の基本は、先ほど北村課長の答弁にもありましたけれども、まず所得の限られている低所得者の方に向けて住宅の供給を、入れる住宅を供給するということと、足りない部分、入居希望に対して足りない、不足分をどう補うかというところが大きな2つの政策の柱というふうに思います。そういう中で、低所得者で入れる公営住宅が今の数で十分なのかというところ、また検証しなければいけないと思いますけれども、やっぱり全体の需給バランスも悪いところもあって、収入超過者が一定数やっぱり入っていて、そこに本来入るべき人が入っていないという事情もあるということ、そういう要素もあるということです。それとあと、足りない部分、需給バランスの崩れているところに対しての供給という責任において民間アパートの建設促進という形である程度の棟数を確保してきたと。住宅政策としてはそういう意味では狙いどおりというか、進んできた要素はあるかなというふうには思っています。改めて先ほども申し上げています新しい計画の中でこの辺の検証もしっかりしたいというふうに思います。

同じ住宅の政策というふうに言えるかもしれませんが、もう一つ、移住定住を促進するという意味での希望する住宅がしっかり確保できるのかというところが大きな要素で、蓮尾議員の質問も含めて宮崎議員の質問もそこにフォーカスがあるというふうに思います。なかなか所得の問題というのは市町村でかなえられる、解決できる要素の少ない、国の政策としてももう少ししっかりやっていただけないかという思いはありますけれども、そうした中でも町でできる若者支援ということも含めて考えていったときに住宅の入居に関するストレス、不満、こういうものをどれだけ解消できるかというところが非常に大事だというふうに思います。その要素をしっかり加味して新しい住宅の建設構想というか、確保していくための計画をつくり上げていかなければならないというふうに認識をしてい

るところでありますので、そこは若い方を中心に住宅のことで困っている、あるいはストレスを感じている方々の声をしっかり受け止められるように、そこを踏まえて計画をしっかりと立てるといふふうにしていきたいというふうに思います。

あと、何か答弁漏れがありそうな気もするのですけれども、もう一つ、安価に、比較的低い価格で住宅を提供するという方法で町で建てる場合特公賃というのが1つあるのですけれども、今特公賃を建てたとしても一定かなり高い賃料の設定にきつとなるのではないかなと思います。だから、それだけでは応えられないかもしれないです。だから、そういう意味ではもう一つ、若い世代を中心に住宅の負担に対する何らかの支援ができる政策ということも考えて組み合わせていく必要があるのではないかというようなことも含めてしっかり検討させていただきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今課長と町長のほうからもほぼほぼお答えをいただきまして、基本的には現状の住宅事情の中である不満であるとか若い人のことであるとかというものも考えながら今後それぞれ検討していただけるということになるかというふうに思います。残り時間がありますので、再度質問はしませんが、先ほど伺った中で中頓別町の家賃の中で9万円とか10万円とかになるような、その基準とか設定が分かるようなものというのが、私も今までちゃんと見たことがないようなところがあるので、この点後からでもいいので議会全体にも資料として出していただきたいなと、あるものを提出していただきたいなといったことと、1点現状で思うところとしては、別に住宅施行そのものに対して特にいちゃもんをつけているとか、そういうことでは全くないのですけれども、先ほど課長も言われたようにタイミングもあるということで、このタイミングの部分である程度行政なり選考委員会のほうで調整していくと解消できる部分もあるのではないかというふうに思います。家族向けが空いていて、ちょうどそのとき家族向けに入る人がいないから、今応募してくる単身の人を入れるという、こういう仕組みというか、こういうやり方をしているから家族向けが、入りたい定額の家族向けの部屋に入れないということが起きたりしているわけです。実際今もそういう入居状況があったりすると思うので、こういった調整についてはぜひすぐにでも何か対応していただけるのではないかなというふうに、これは1つ今後に向けての意見になります。この質問についてはこれで以上とさせていただきます。

それでは、2問目は中頓別学園建設工事の本格化に伴う今後の取組や見通しについてということで、ここは題名としてはちょっと長いですが、費用がより明確になったことであるとか、新たな取組なども行われていると思いますので、そういった点をお伺いできればというふうに思います。本定例会では中頓別学園整備事業の最大予算となる本体工事費約46億円が債務負担行為として一般会計補正予算案に設定されております。債務負担行為は事実上の予算計上であり、現時点で将来分の予算を含めた判断が求められるものでありますが、これに足るだけの見通しは担保されているのでしょうか。道内でも札幌駅

前の再開発や新幹線延伸時期の延期など、工事費の高騰や人手不足の問題から計画見直しの判断が相次いでおります。中頓別学園の建設も金額的には大規模な増改修工事ではありますが、このような状況がある中でこの予算内でスケジュールどおりに工事が行われるというのは現実的なのか。46億円の財源としては過疎債の借入れで約34億円、国の補助で約12億円が歳入として確保される見込みとのことであり、工事費としては前回の回答からさらに増加した感もありますが、学校の本体工事と町民センターと給食センターの解体を合わせて48億円弱というような見通しについてはおおむね変わりないか。現時点において令和8年度までの3年に及ぶ高額予算の判断を求めるに当たっては将来負担の部分に関する見通しについても改めて示される必要があると考えます。基金の積立てに関するスケジュールや借金の返済計画、公債費総額の推移や返済に係る交付税と消費の割合、公債費比率や経常収支の変化など町財政への影響と実質的な町民の負担について、ここまでの進捗状況を踏まえて想定される今後の見通しについて伺います。

また、財源として今回卒業生から寄附を募る考えも示されており、実際に小学校の同窓会では100周年事業以来の現住所の確認が行われていたようですが、どのような状況でしょうか。コロナ禍の影響などもあってか同窓会の集まりも減っていることや個人情報に対する考え方の変化からも住所や連絡先の確認は以前よりさらに難しくなっていると聞いておりますが、中学校のほうでも実施されているのでしょうか。そもそも中頓別小学校及び中頓別中学校という存在そのものについてはどうなるのか。全町アンケートの中でも中頓別小学校、中頓別中学校を統合した小中学校ではなく、あえて義務教育学校という形で町内唯一の学校を卒業生のいない学校にする必要があるのかというような指摘もありましたが、実際に2校は閉校という扱いになるのか。現に今年度は新たな校歌作成などの取組も行われていると思いますが、これまで長く親しまれてきた今の校歌や校訓、校章や制服など中頓別小学校、中頓別中学校の歴史や伝統の継承に関わる部分の取扱い、卒業生の理解につながる取組についてはどのように考えておられるのか。町としては中頓別学園の設立に賛同している方は多いという認識だと思いますので、当然応援していただける方も多いと思いますが、今の子供世代の保護者や学園整備に携わっている関係者など町内外問わず中頓別小学校、中頓別中学校の卒業生ではない方々への応援寄附の依頼などは行われるのか、これについても伺います。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の中頓別学園建設工事の本格化に伴う今後の取組や見通しについて、前段のほうを私のほうでお答えして後段は教育長のほうに答弁をしてもらおうと思います。

債務負担行為については、将来の予算を見越した慎重な判断が求められることを重々承知しているところであります。その上で中頓別学園の建設に関しては詳細なコスト見積りとプロジェクトマネジメント計画を策定しており、これに基づいて予算計上を行っております。市場の動向やリスク要因についても設計会社を通じて継続的にモニタリングをした

中で進めていきたいと考えています。また、工事費の高騰や人手不足は全国的な課題であり、当プロジェクトにおいてもこれらのリスクを考慮しています。今後進められる施工業者との契約において、コスト管理の厳格化と効率的な工期管理を盛り込むことでリスクの最小化を図っていく予定です。

中頓別学園の建設計画は、現時点での市場状況を踏まえた現実的なスケジュールと予算を設定していて、5月14日時点での施設本体建設費は46億5,700万円、町民センターと給食センターの解体費は1億5,000万円、合わせて48億700万円と提示されています。今回設定した債務負担行為に関するその将来負担の見通しではありますが、令和8年度まで実施する約46億円の事業費のうち起債の借入れが34億円を想定しておりまして、起債の償還期限を従来同様に12年として試算しますと元金の償還開始が見込まれる令和12年度の単年度償還額は4億円ほどとなり、そのうち7割に当たる2億8,000万円が交付税で措置され、残る3割の1億2,000万円が実質的な持ち出しとなるものであります。令和4年度決算統計における一般会計の公債費は4億9,000万円程度となっていますが、令和12年度においてはこれが10億円を超え、償還期限となる令和20年度まで同額程度の償還が続く見通しとなります。また、これに伴う実質公債費比率の推移としては、従来のように単年度における起債の借入額の一定額を基金に積み立てる運用を続けていくことを前提とすれば償還完了までの間のピークは6.2%程度となると試算していますが、年度によって積立てができない状況が生じた場合にはさらに上昇することが想定されます。経常収支比率につきましては令和4年度決算で61.9%となっていますが、公債費に対する一般財源の持ち出しが増加することや人口減少に伴う普通交付税の減などから大きく増加していくことが見込まれるところであります。これらのことから、既存基金の活用を含めた後年度の償還財源を少しでも確保して公債費に充てていくことで毎年度の負担を軽減し、できるだけ財政の弾力性が損なわれないような対策を講じていく必要があると考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） 後段の同窓会に関わる部分についてご回答申し上げます。

同窓会の皆様には、学びの拠点、新しい学校の備品などをそろえるためのご寄附をお願いするための準備を進めています。ご寄附は、ふるさと納税を通して想定しています。2月27日に同窓会寄附金募集の検討について小中学校同窓会長、校長、教頭、教育委員会事務局で打合せを行いました。現在小学校第50期から104期の代表幹事の方に7月末を目途に名簿を確認させていただいて、徐々に返信されている状況です。また、中学校は多くは小学校と重なっていることから、不明確な部分を補う役割を果たしています。同窓生の皆様をはじめ趣旨に賛同いただける町内外の皆様にも今後ご寄附をお願いしていきたいと考えております。

なお、施設一体型の義務教育学校として新しい学校が開校することになりますが、現行の中頓別小学校、中頓別中学校は形の上では閉校になりますが、統廃合ではなく、小学校、

中学校の発展系の学校ということになります。今後保護者や卒業生、町民の皆様に統合に関する説明会や共に歴史を振り返る機会を設け、新しい学校の教育についてご理解をいただき、ご意見を伺いたいと考えています。また、これまでの歴史や伝統をどのような形で残し、訪れた人に感じていただける空間づくりについて検討していきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○５番（宮崎泰宗君） ちょっと早口になるかもしれないので、聞きづらいところがあったら後でおっしゃってください。

まず、町の家計簿といいますか、お金のやりくりの部分で再度伺いたいと思います。今回一般質問の答弁書と併せてこの点に関する資料も提出していただきました。主に本事業における中頓別学園の本体工事費約４６億円の財源の大部分となる３４億円の起債、いわゆる借金です。これに関して今ご答弁いただいた部分が見てとれるものにはなっているかというふうに思います。実質公債費比率については、現状はマイナス１％というようなことで、数値としては非常に低く抑えられたマイナス水準ということになっているわけですが、これが３か年平均でいうと５年後の令和１１年には０．７％ということで再びプラスの数字に逆転して、ピークとしてはおよそ１０年後の令和１５年で単年度の比率としてはプラスの６．３％、３か年平均で６．２％となる見通しが示されております。起債の返済額についてもご答弁いただいた内容が示されていることになるかと思いますが、これは３４億円の返済という中頓別学園の建設だけの部分であって、実質公債費比率については財政全体ということになるとと思いますので、この見通しが示せるのであればそのほかの部分もお示しいただけるのではないかなと思います。この点経常収支比率については直近の令和４年度決算時で６１．９％、約６２％ということなので、これも実質公債費比率と同じ点としては数字が小さいほうがリスクが低いと考えられるものと思いますので、これが約６割ですから、簡単に言うと中頓別町では収入のまだ４割には弾力性があるというような数値になるかと思います。例えばこれについても実質公債費比率がマイナス１％からプラスの６．２％ということになるわけですから、当然借金の返済等に充当される経費が増えて数値としては悪化してくることになると思いますので、この点令和１５年時点ではどれだけ余裕がなくなっているのか、経常収支比率としては今後こういった数字になっていくのか伺いたいと思います。

先ほど蓮尾議員も同じ趣旨の質問をされておりますけれども、より具体的に今後も必要な行政サービス全体を維持できる見通しとして、今の点もそうですし、単年度の返済額としては今約５億円というような状況ですけれども、本事業の起債全ての元金の償還が始まるとされる令和１２年からは倍の１０億円を超えてくるということも今回のご答弁で言われておりますので、では中頓別町の借金の総額としてはこの中頓別学園事業における約３４億円の借入れによって町全体としては最大で幾らになるのか、またこれに伴って基金残高はどうなるのか、最大でどこまで減少するということを想定する必要があるのか、こういった見通しについても学園事業の費用が、今回もそうですし、この総額というものがやっ

と明確になっていることなどからもある程度の見通しを示すことは可能だと思いますので、今は口頭でお答えいただける範囲でも構いませんが、今後の議案審議であるとか常任委員会等の資料としてもさらに具体的に行政サービスを維持できるとする根拠を示していただきたいと思います。この点についても再度これも含めて伺いたいと思います。

また、これらの財政状況をそれぞれどういった水準で維持すれば町民の皆さんの生活に支障を及ぼす可能性が低いのか。これは先ほど蓮尾議員と町長のやり取りの中でありましたけれども、今以上に行政サービス等のクオリティーを落とさない、最低限のラインというようなことについても、その目標値等の町独自の設定というようなことについても現状を踏まえてお考えがありましたらお伺いできたらと思います。

それと、大きくもう一点として、今回お伺いしております同窓会名簿の修正依頼に関して、私自身も中頓別小学校、中頓別中学校、両方の卒業生なのですがけれども、幹事ではないので同級生の幹事から連絡をいただきました。紙も見せていただいたりして、その案内文の中にもありましたけれども、ぶしつけなお願いでもありますし、質問内容にもあるとおりなのですが、個人情報に対する昨今の状況などもあって、どの同窓期の方々に対しても少なからずご苦勞をおかけしているように思います。この点、やはり多くの方に応援していただける事業にということについても再度伺いたいと思いますが、まず今回依頼しているのは、ご答弁では50期から104期ということになっていきますけれども、同封されている各年代の幹事の方々が記された用紙では103期までしか記載されていないように思います。これ年齢でいうと恐らく50期だと満76歳というところから103期だと多分満23歳、104期ということだと満22歳というような範囲の方々の現住所の確認ということになるかと思うのですがけれども、この前後の年代が含まれていないというのはどういった理由からなのかということも含めて、ちょっと細かい部分かもしれませんが、いろんな世代の方から聞かれたりもしていますので、確認させていただきたいと思います。

また、この依頼文の内容からすると、これは恐らく町内に代表幹事または幹事に設定されている方が一人もいない学年ということになるかと思いますが、同窓会の事務局ということなのか、そちらのほうで恐らくその学年でほかに町内にいらっしゃるというような方を代理として依頼しているとのことだと思うのですがけれども、この幹事の人数も最低でいうと本当に1人というところもあれば最大でいうと5人というところも、少ないですが、あったりして、学年によって全然違うというようなこともちょっと疑問を感じるところではありますけれども、本来変更が行われていない以上は町内にいようがいまいがその学年の幹事であることに変わりはないと思うので、幹事となっている以上は最低限の役割はあると思うのですがけれども、先にそういう幹事方にまず連絡が取れないのか、試みた上で代理の方を、はっきり言ったら勝手に決めているわけですから、そういったことをやった上で行われているのか。もし何もないとしたら、それはそれで現状の幹事方に対して失礼なことだったりもするのではないかなと思うのですがけれども、一切連絡等をされて

いないのか。もしかしたら連絡を取れる方なんかもいらっしゃるのではないかなと思うのですが、この辺の点についてはいかがか。また、この点でいくと、例えば町内にどなたもいらっしゃらないというような学年というのはこの範囲の中では今のところはないということになるのか、もしあるとしたらそういった年代についてはどのように依頼をしているのか。

また、これはそもそもの部分ですが、この確認は何のために行われているのかという点。依頼文には中頓別学園の開校に向けて整理することにしたとあるわけですが、これだけではちょっと意味が分からない部分があります。中頓別小学校の同窓生として応援をしていただきたい。簡単に言ったら最終的には寄附をお願いしたいから住所を教えてくださいと書いてあるわけでもありませんし、中頓別小学校と中頓別中学校を統合した義務教育学校となっているのに何で小学校だけなのか、中には中頓別小学校ではないけれども、中頓別中学校の同窓生であるというような方も一定数いらっしゃるわけですが、中学校のほうではこの点はどのような形で確認作業が行われているのか。

もう一点だけ。今回のご答弁からすると、取扱いとしては中頓別小学校、中頓別中学校、どちらも閉校という扱いになるということ、アンケートの中にもそういったご指摘があったということは、これも質問にあるとおりでありまして、何となくそういったことを想像されていた方からすると閉校だけでも、統合だからということで同窓生というくくりを持ち出すのは矛盾していませんか、強引過ぎませんか、ちょっと無理があるのではないですかと思われている方も実際いらっしゃると思います。だからといって、そんなふうに思われてしまうのを望んでいるわけではないですよ、全く。でも、そう思われてしまうのも分かる気もします。この辺ご理解いただける形にはなっていない部分がやっぱりある程度あるのだなというふう思うのですけれども、またもっと言えばたまたま、はっきり言ったらそういう運命だったのかもしれませんが、今残っている学校が中頓別小学校と中頓別中学校だから、この2校の閉校と統合、こういった話になっているだけで、これまでの中頓別町の学校教育の歴史においては小学校と中学校合わせて最大で10校以上の学校があったわけです。だから、中頓別町で生まれ育って長くこの町を支えてきてくださっている方の中にはどちらの卒業生でもないという方もいらっしゃるというふうに思います。

例えばこの点、新たな校歌の作成ということ1つ取ってもそうだと思うのですが、中頓別小学校や中頓別中学校で長年受け継がれてきたことも新しいものに置き換わるのだとしたら、中頓別小学校、中頓別中学校の同窓生の確認ということそのものにも違和感があっても不思議ではないと思います。こういう形になるのであれば、中頓別学園はこれまでの町の教育の歴史全てを踏まえた上に成り立つ全く新しい学校教育の形として、現町民の皆さんにはもちろん本事業に関わる町外の方々、または町内外、出身問わずより多くの方々に応援していただける取組が必要だと思います。今の取組からいうと、母校がなくなるような形なのに中頓別小学校の卒業生の方だけに限定的な負担があって、町内の学

校が閉校した地域から通う子供たちもいる中で、それをその地域の学校の卒業生の方はどう思うのかという要らぬ感情のこともなりかねないという印象もありましたし、例えばふるさと会という枠組もあります。町を離れている方にただ寄附してくださいではないふるさと納税の仕組みもあります。中頓別小学校の卒業生だけに先行して特別な依頼が行われているのだからというようなことが誰に対しても変な感じに伝わってしまわないように町内外各方面に向けた応援依頼もしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、ちょっと細かい部分が多かったですが、特にはやはり実際に大きな負担が伴う町民の皆さんのご理解を失わずにさらに深めていただく意味合いとしてもこの辺の考え方を再度伺えたらというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 相座教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまのご質問に対し、私のほうでお答えできる部分をお答えして、不足部分があれば推進室長に補足をお願いしたいと思っています。

まず、中頓別小学校の卒業生だけに今行っているというのは、これは実態そうなのですが、そこだけに寄附をお願いする目的ではなくて、大きくは新しい学校ができますというアピールが1つあるわけなのです。それで、宮崎議員がおっしゃっていたように、ほとんどが中頓別小学校、中頓別中学校の卒業生がかぶっているものですから、まず小学校の同窓生をはっきりさせて、その上で中学校の同窓生と比べてダブって案内しないようにという配慮の上でそういうような形になっているわけです。寄附も従来の周年行事のように幹事が各卒業生を回って1口幾らで寄附をしてくれという形では想定していなくて、まずこんな学校ができますと、ついては賛同いただける方は応援していただだけませんかという形で寄附を広く募る予定であります。同窓会の考え方やスタイルも変わっておりまして、かつてのように幹事の方が全責任を負って全部の同級生を連絡してお金を集めてもらうというようなスタイルは考えていません。現状住所もなかなか把握できない状況に個人情報関係もなっていますので、連絡できるところはまず連絡しようと、連絡できないところについてはそのほか電話だとかメールのアドレスだとかの確認ができないかということでの現在の確認の作業です。議員がおっしゃっていたように、寄附もそういうふうに具体的に幾ら幾らという浄財をもらうわけではなくて、ふるさと納税などを活用して定期的に応援していただければありがたいなというふうに思いますし、これも単年度だけの取組ではなくて、学園ができた後もぜひ応援してくださいというお願いも含めてこの後行っていくつもりです。

それから、中頓別中学校と中頓別小学校が閉校になるということに関してなのですが、先ほども答弁申し上げましたように形の上では閉校になるのですが、発展した新しい学校というふうに捉えています。とはいえ、中頓別小学校、中頓別中学校の我々の校章、校歌、そういうものをどこにやってしまうのというようなことも実際の関心だと思いますので、それらを振り返られるようなことは準備していきたいなと思っています。これからの具体的な検討になるのですが、例えばスイッチを押せば校歌が流れてく

るだとか、スイッチを押せば校舎や教室の画像が見れるようにするだとか、模型を置いておくだとか、全く中頓別小学校、中頓別中学校がなくなってしまうというふうにはしたくないなと思っていますし、何よりも先達である斎藤忍随先生とか八木祐四郎さんの功績や、中頓別町の先輩としてこういう先達がいたということをぜひ後輩の子供たちにも知ってもらいたいという思いもありますので、そういう面では大事にしていきたいなというふうに思っています。

それから、町内のほかの小中学校たくさんの卒業生はいるはずだということなのですが、それはおっしゃるとおりなのですが、実際に卒業生の名簿が残っていないのです。それで、連絡が取れないという形になっています。それ以外のふるさと会とか、おっしゃっているように町外にいる方、連絡が取れる形でできる範囲で、学校がなくなるというよりも新しい町の動きができるということをぜひお知らせして広げていきたいなというふうには考えているところです。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 私のほうから財政面に関する質問に対してのお答えをしたいと思います。もし漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず初めに、実質公債費比率がピークとなる令和15年度時点の経常収支比率がどうなっているのかというお話でありますけれども、事前にある程度数字のシミュレーションをしてみているのですが、積算に当たってはすごく細かい数字の積み上げで出さなければいけないということもあって、なかなか将来的なシミュレーションというのは難しいところがあります。ただ、今回令和4年度の決算額をベースにして今回ご提示している学校に関する起債の償還ですとか、交付税の算入額ですとか、そういったものを反映させて機械的に計算しますと、令和15年度時点では経常収支比率は80%の中ぐらいにはなるのかなというような見通しを持っております。

それから、公債費の総額が最大どのくらいになるのかというお話もあったかと思いますが、これについては地方債の残高、借金の残高がピークでどれくらいになるのかというようなお話なのかなと思いますけれども、今回資料でもお示ししていますが、令和8年度で27億円ほど借りるというような見込みを持っておりますので、この時点で大体80億円を超えるぐらいの借金の現在高になるのかなというような見通しを持っています。今回の学校建設に伴って基金の残高がどれくらいまで下がってしまうのかというようなお話でしたが、これについてはこの後どこかの時点で議会のほうともご相談をさせていただきたいと思っておりますが、この間一般質問等の答弁に入れさせていただいておりますけれども、基本的には償還財源を全て新規に賄うということは難しいと思っておりますので、今ある基金からその償還分として充当していくことは考えておりますけれども、その額が既存の基金から幾ら学校の償還として使えるのか、使っていないのかといったところの相談を申し上げたいと思っておりますけれども、例えば今回お示ししている資料でいきますと学校の償還が終了するまでの間の一般財源の持ち出しというのは11億円ほどになります。なので、

例えばそのうちの半分ぐらい、大体５億円ぐらいを既存の基金から使いたいということになれば、令和５年度末時点の基金の残高としては３９億円ほどありますので、そこから例えば５億円いいよということになればその分が学校に関して引かれるというような形になるのかなと思います。ちなみに、財政調整基金と減債基金の残高でいえば１４億５、０００万円ぐらいになりますので、そこから５億円使うということになればその差引きが残るというような形になるかなと思います。

あと、議会の中でも議論していくための財政シミュレーション的な資料といいますか、根拠資料的なものの提示というようなお話がありました。これについても財政としてもその辺りの中長期的な計画シミュレーションをつくっていききたいというふうに考えております。ただ、今行革のほうも進めていくというような話もありますので、その辺りの方針も反映させたシミュレーションとして取りまとめて、その上で議会のほうにご提示したいというふうに考えておりますので、少しお時間をいただきたいというふうに考えております。

すみません。漏れがありましたらご指摘をお願いします。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○５番（宮崎泰宗君） 時間になりましたので、質問のほうはこれで終わりたいと思います。今財政のほうからもお答えをいただいて、機械的だったりするかもしれませんが、現状で想定される部分もある程度分かりましたので、こういったことも踏まえてこの点についても今後分かっていく部分もあるかと思いますので、調査等継続させていただきたいと思います。

また、再質問に教育長にお答えいただいた部分、これまでの学校の歴史というのも大切にさせていただけるというところはすごく卒業生としても、町民の方々にとっても安心したというか、うれしいところかなというふうに思います。また、同窓生の確認とかの意味合いというのも今お答えいただいてすごく分かった部分もありますが、これが何かうまく伝わっていない部分とかもあるかと思いますので、今後のさらなる町民の方々のご理解、また応援していただけるような取組についても、また次の機会等も含めて議論等させていただけたらというふうに思います。

長くなりました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（星川三喜男君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時２８分

再開 午後 ２時２８分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

議場の時計で１４時４５分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第36号

○議長（星川三喜男君） 日程第14、議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課長。

○総務課長（永田 剛君） 議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案103ページをお開き願います。議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案107ページをお開き願います。宿日直手当で規定する自宅待機に関する手当の支給対象が国保病院の看護師及び医療技術者となっており、長寿園の職員、その他職員に支給できるよう改正を行うほか、長寿園に勤務する職員の職務の追加を行う一部改正を行い、4月1日に遡って適用を行うものです。

続きまして、改正の内容について新旧対照表にてご説明申し上げます。議案105ページをお開き願います。宿日直手当に関する第14条第1項に第3号を追加し、病院関係職員以外の職員に対する自宅待機手当として1,200円を規定します。

別表第3の改正部分では、級別標準職務表中、行政職給料表の標準的な職務において1級に調理員、2級に調理員主任、3級に主任調理員を位置づけます。

議案104ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員給与条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(星川三喜男君) 日程第15、議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同じく永田総務課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 永田総務課長。

○総務課長(永田 剛君) 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案108ページをお開き願います。議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

改正の要旨を申し上げます。議案114ページをお開き願います。病院に勤務する看護師、准看護師に支給される夜間看護手当を介護福祉士等にも同様に支給することができるようにするほか、長寿園に勤務する職員に対して夜間介護手当を新設いたします。また、医師に支給する医務手当につきましては、医師がこれまで法人であった長寿園から受けていた嘱託医及び産業医の業務に対して医務手当として増額するに当たり、上限額を増額する必要が生じたため、上限額を100万円から120万円に改正するものです。

続きまして、改正の内容を新旧対照表にてご説明申し上げます。議案110ページをお開き願います。医療業務に従事する職員の特殊勤務手当を規定する第3条では、現在残っている第3号、伝染病予防救済作業手当を第1号とし、第11号、医務手当を第2号に、第26号の夜間看護手当を第3号として、第4号として次に新たに夜間介護手当を追加し、削除となっていた号を削るものです。

また、第4条以降も同様に、第6条に規定していた伝染病予防救済作業手当を第4条とし、第17条、医務手当を第5条として限度額を120万円に変更し、第32条、夜間看

護手当を第6条として、手当の額を看護師、准看護師が7,300円、介護福祉士が4,300円に規定します。

第7条に、新たに夜間介護手当として老人福祉施設に勤務する介護士等の職員が正規の勤務時間による勤務の一部または全部が夜間において行われる看護等の勤務に従事したときに、勤務1回につき支給する金額を3,000円に規定し、第34条、交通指導員手当以降の条をそれぞれ繰り上げ、削除となっていた条を削るものです。

議案109ページをお開き願います。附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第16、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、笹原政策経営課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてご説明申し上げます。

議案の115ページをお開き願います。議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1

項の規定に基づき、中頓別辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

本計画につきましては、中頓別町内のうち字中頓別以外のエリアを辺地の区域として設定するもので、当該地域における各種施設整備に対し辺地対策事業債を活用することができるよう令和6年度から令和10年度までの5年間とする計画を新たに策定するものでございます。

116ページを御覧ください。総合整備計画書、北海道中頓別町中頓別辺地、辺地の人口461人、面積396.8平方キロメートル。

1、辺地の概況、(1)、辺地を構成する町村又は字の名称、枝幸郡中頓別町字弥生、字寿、字旭台、字豊泉、字兵安、字神崎、字藤井、字上駒、字松音知、字敏音知、字豊平、字上頓別、字岩手、字小頓別、字秋田、字栄。

(2)、地域の中心の位置、枝幸郡中頓別町字旭台265番地5。

(3)、辺地度点数、113点。

2、公共的施設の整備を必要とする事情、道路、道路改築後30年あまりが経過している老朽化している道路が増えている。町の過疎対策や酪農基盤の拡大化、若者たちの就農化により地域が活性化している中、夏期、冬期間の安全で確実な通行を確保するためにも大型農業車両の擦れ違いが可能な2車線化への拡幅工事や改修工事が必要である。

飲用水供給施設、浄水場については改修後20年以上、導水管、配水管についても布設替え後40年以上経過しており、経年劣化が著しい。住民の生活に直結するであろう漏水による大規模断水を防ぐため、早期の改修が必要である。

農道及び林道、本地域は、年々町外の山林所有者が増えていることや所有者の高齢化等により森林の整備が行われず、森林の衰退が多く見受けられる。その中で立地条件の悪い山林について、林業専用道を整備することで計画的な施業が可能となる。このことにより、所有者における間伐等の施業意欲が向上し、森林整備事業者への安定的な雇用確保や地域への経済効果を期待できるため、本林道の整備が必要である。

消防施設、火災等の災害時に迅速に対応し、住民の安全を守るために消火栓等消防設備の計画的な更新が必要である。

除雪機械、豪雪地帯である本地域において除雪及び排雪作業による道路の確保は通勤、通学を含む日常生活に必要不可欠な住民サービスであり、当該作業を安定的に、より効率的に実施するため除雪機械の整備が必要である。

農業共同利用施設、本町の基幹産業である酪農については、生産資材費の高騰や乳価の低迷などにより離農が相次いでおり、農業基盤の整備促進と生産性の向上等を図っていかねば酪農従事者の確保がさらに難しくなっていくと予想される。農作業の効率化や環境改善を図り、担い手の確保や新たな取組を推進していくためにも町営牧場等の共同利用施設の整備が必要である。

観光又はレクリエーション施設、雄大で素朴な自然環境とそれらを生かした自然体験型

観光を主体とした本地域において、観光資源周辺の施設整備は観光客の呼び込みに欠かせないものの、木材を活用して整備されている施設も多く、老朽化が著しい。今後も観光の取組を促進し、交流人口の増加を図るためにも当該施設の改修及び整備が必要である。

3、公共的施設の整備計画、令和6年度から令和10年度までの5年間。施設名、道路（橋梁長寿命化事業ほか2事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費11億1,040万円、財源内訳、特定財源7億4,507万8,000円、一般財源3億6,532万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3億6,500万円。施設名、飲用水供給施設（水道管布設替事業ほか1事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費9,099万円、財源内訳、特定財源5,508万4,000円、一般財源3,590万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額3,580万円。施設名、農道及び林道（幹線林道弥生線改良事業ほか2事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費1億900万円、財源内訳、特定財源4,539万円、一般財源6,361万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額6,350万円。施設名、消防施設（消火栓更新事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費363万9,000円、財源内訳、特定財源ゼロ、一般財源363万9,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額360万円。施設名、除雪機械（除雪機械整備事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費5,800万円、財源内訳、特定財源3,866万6,000円、一般財源1,933万4,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額1,930万円。施設名、農業共同利用施設（中頓別町営牧場電気牧柵整備事業ほか1事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費4,672万3,000円、財源内訳、特定財源ゼロ、一般財源4,672万3,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額4,660万円。施設名、観光又はレクリエーション施設（ピンネシリ温泉改修事業ほか1事業）、事業主体名、中頓別町、区分の事業費4,387万2,000円、財源内訳、特定財源ゼロ、一般財源4,387万2,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額4,370万円。合計、事業費14億6,262万4,000円、財源内訳、特定財源8億8,421万8,000円、一般財源5億7,840万6,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額5億7,750万円。

なお、別紙で配付しました議案第38号の補足説明資料のほうにただいまご説明いたしました公共的施設の整備計画の施設ごとの事業の内訳をお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

高橋さん。

○3番（高橋憲一君） ちょっと質問なんですけれども、辺地度点数というのは何のことを意味しているのですか。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 辺地の区域として該当するかどうかというものをはかる

ための点数になっていまして、これが100点以上であれば辺地の区域としてエリアを組むことができるというものになっていまして、バスターミナルまでの距離ですとか、役場までの距離ですとか、学校までの距離といったものを細かく、その計算式が決まっていまして、それぞれの公共施設に対する距離だとか、そういったものを積み上げたものが今回ご提示している字中頓別以外のエリアにおいて積み上げると113点になるということなのでご理解をいただければと思います。

○議長（星川三喜男君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（星川三喜男君） 日程第17、議案第39号 中頓別町道路線の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 中頓別町道路線の変更について、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 議案第39号をご説明させていただきます。

議案118ページをお願いいたします。議案第39号 中頓別町道路線の変更について。道路法第10条第3項の規定に基づき、中頓別町道路線を下記のとおり変更する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

変更の内容をご説明いたします。変更前の路線としまして、整理番号62、上頓別4号線で、起点は字上頓別294-2から終点、字上頓別国有林内の延長1,010メートルの区間を、変更後です。延長502メートル、終点が字上頓別290-3に変更するもので、理由といたしまして路線の一部分から林道の開設事業を実施するため、延長を変更するものであります。

なお、位置図などにつきましてはお配りした建設課建設グループ説明資料（追加）を参

照願います。

以上、簡単でありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 中頓別町道路線の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第18、議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明させていただきたいと思います。

説明の前に、議案121ページなのですがすけれども、ちょっと余計なものが入っていましたので、ここは要らないものだったので、ご報告いたします。申し訳ありませんでした。

それでは、議案120ページをお開き願います。議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

議案123ページをお開き願います。提案の理由を御覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、

関係市町村の議会の議決を要するため提案するものでございます。

124ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたします。第4条を広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理するに改め、第19条第2項中、別表第2を別表に改める。別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

122ページをお開き願います。附則としまして、1、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（星川三喜男君） 日程第19、議案第41号 工事請負契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第41号 工事請負契約の締結について、建設課、後藤担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） 議案第41号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の126ページをお開き願います。議案第41号 工事請負契約の締結について。

令和6年5月14日指名競争入札に付した建設工事について、下記のとおり請負契約を

締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。1、契約の目的、中頓別町下水道管理センター電気、機械設備更新工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、9,224万7,000円。4、契約の相手方、桜井・柴田電機経常建設共同企業体、代表者、稚内市大黒5丁目6番16号、株式会社桜井電業所代表取締役、高島健吾となっております。

本工事の概要について若干説明させていただきます。本工事については中頓別町下水道ストックマネジメント計画に基づき実施するもので、今年度は下水道管理センターにございます電気、機械設備の更新を予定しております。工期については令和7年3月10日予定で、落札率につきましては97%となっております。詳細につきましては、配付した建設課上下水道グループ説明資料をご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせて……

(何事か呼ぶ者あり)

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） すみません。失礼いたしました。契約の内容で3の契約金額ですが、すみません、先ほど間違ってお伝えしておりました。9,324万7,000円となっております。申し訳ございません。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

長谷川さん。

○4番（長谷川克弘君） 入札日から1か月以上たって今締結を議会に承認を求めるということなのですが、仮契約とか、その辺はどうなっているのか、まず1点です。

それと、これによって議会で承認されることを前提に事前着工とかはされていないのか、その辺を伺います。この後次の42号も同じなのですが、これ臨時会を開いたりしてもっと早く業者が動けるようにはできないものなのか伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 後藤建設課上下水道担当課長。

○建設課上下水道担当課長（後藤晃昭君） ただいまの長谷川議員のご質問についてご説明いたします。

仮契約については、入札日の翌日であります5月14日に締結を結んでおります。工事の発注といいますか、着手の関係なのですけれども、一応仮契約の段階で資材の発注は業者のほうから聞き取りで可能ということでしたので、工事を何も進めていないというわけではなくて仮に進めているという段階でございます。

以上になります。

○議長（星川三喜男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時17分

○議長（星川三喜男君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

追加答弁。

北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 長谷川議員の早めに臨時会でも開いてという話なのですけれども、私たちもこの6月定例会をめどに発注業務というのをやって議案を提出するというやり方を従前やってきたのですけれども、今のお言葉をいただいて今後できるだけ早く臨時会を開いてもらえるような体制をつくっていくというのも一つの提案として今後やっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 工事請負契約の締結は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（星川三喜男君） 日程第20、議案第42号 物品売買財産の取得に関し議決を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第42号 物品売買財産の取得に関し議決を求めることについて、北村建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） 議案第42号をご説明させていただきます。

議案最終ページ、127ページになります。議案第42号 物品売買財産の取得に関し議決を求めることについて。

令和6年5月7日指名競争入札による物品購入事業について、下記のとおり財産を取得するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第3条の規定によって議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出、中頓別町長。

内容をご説明いたします。契約の目的、除雪トラック（ダンプ）購入事業。契約の方法、指名競争入札による契約。契約金額、5,651万5,200円。契約の相手方、稚内市はまなす3丁目3番11号、吉川自動車工業株式会社代表取締役、貝森好文であります。

この物品売買取得は除雪トラック（ダンプ）1台を取得するもので、入札結果の詳細はお配りしております建設課建設グループの説明資料をご参照願います。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 1点だけご質問いたします。

建設グループの補正予算説明資料のこの入札の結果資料を見せていただきました。地方の業者は入札に参加しておるのになぜ地元の業者が不参加になっているのか、当日の詳しい入札の内容を伺います。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） お答えいたします。

当日は数件の入札が同時進行でありました。9時が入札執行時間でして、それまでにお配りしている1者が出席されていなかったということです。参加しないまま入札は執行したという扱いにしております。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 入札の場合には代表取締役でなくても代理人でも入札は可能ですよね。そういう処置をなぜ取らなかったのか。地方の業者が入札に参加しているのに地元の業者1者が参加しないで不参加というのはおかしいのではないかと私は思うのですけれども、建設課長、どうですか。

○議長（星川三喜男君） 北村建設課長。

○建設課長（北村正樹君） うちの町でも入札はほぼ指名競争入札で行っているのですけれども、まず業者から中頓別町の入札に参加するよということで参加を申し込む申請が来ます。なので、その中から適当と思われる業者を指名して入札を案内しますという流れです。その流れでうちの入札案内を出して不参加というのは一般的に言うところとあまりよくはないのかなという解釈で、町のほうとしましても各条例とかを見定めて、罰則等ではないのですけれども、このことに関して当該の企業に対しては指示書ということで発送しております。次回も含めてちゃんと参加してくださいねというニュアンスです。という指示書を提出しております。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 物品売買財産の取得に関し議決を求める件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（星川三喜男君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時24分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員